

川西市障がい者福祉計画

第3期障がい福祉計画



川 西 市

ごあいさつ

近年、障がいのある人を取り巻く環境は著しく変化しています。昨年 8 月には、障害者基本法の一部改正が公布され「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念が明確化されました。

このたび、障がいのある人が、安心して地域で生活できるよう、障害児（者）地域生活・就業支援センターの機能の強化を図り、また地域で暮らす障がい児（者）がいつでも立ち寄れる「居場所づくり」や交流会の促進等に向けての地域住民の取り組みに対する相談・支援を推進し、障がい（児）者個々人の生活にあった障がい福祉サービスを提供できるよう「川西市障がい者福祉計画 第 3 期障がい福祉計画」を策定しました。

市民の皆さまには、計画の趣旨をご理解いただき計画の実現に向け、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして、アンケート調査やパブリック・コメント等にご協力いただきました市民の皆さまをはじめ、ご審議を賜りました川西市障害者施策推進協議会の委員の皆さまに厚くお礼申し上げるとともに、今後も計画の推進に一層のご協力ご支援賜りますようお願い申し上げます。

川西市長 大塩 民生

障がい者福祉計画・第3期障がい福祉計画 目次

第1章 障がい者福祉計画策定に係る基本的な考え方	1～5
1. 計画策定の趣旨	1～2
2. 障害者基本法の一部改正	3～4
3. 計画の位置づけ	4
4. 計画の基本理念	5
5. 計画の基本目標	5
6. 計画の期間	5
第2章 障がい者の現状	6～22
1. 障がい者の現状	6～9
2. 障がい者福祉施設等の現状	10～15
3. アンケート結果	16～20
4. 団体ワークショップ結果	20～22
改定のポイント	23
第3章 施策の体系	24～28
第4章 施策の展開	29～48
基本目標1 適切なサービスの提供による生活の基盤づくり	29～36
基本目標2 障がい者の社会参加の促進と生きがいづくり	37～42
基本目標3 とともに支え合う地域づくり	43～48
第5章 施策一覧	49～64
基本目標1 適切なサービスの提供による生活の基盤づくり	49～56
基本目標2 障がい者の社会参加の促進と生きがいづくり	57～60
基本目標3 とともに支え合う地域づくり	61～64
第6章 第3期障がい福祉計画	65～79
1. 基本的な考え方	65～66
2. 計画期間及び見直しの時期	67
3. 達成状況の点検及び評価	67
4. 平成26年度の数値目標	67～69
5. サービス見込量及び確保の方策	70～74
6. 地域生活支援事業の実施に関する事項	75～79
資料	80～84
1. 川西市障害者施策推進協議会委員名簿	80
2. 計画の策定経過	81

3 . 諮問・答申	82
4 . 川西市障害者施策推進協議会規則	83 ~ 84

第 1 章 障がい者福祉計画策定に係る基本的な考え方

1 . 計画策定の趣旨

わが国において、昭和 56 年の完全参加と平等をテーマとした「国際障害者年」及び「国連・障害者の 10 年」を機に「障害者対策に関する長期計画」に基づいて、保健・医療、福祉、教育、雇用などの各分野で障がい者福祉の充実が図られてきました。その後、国では、平成 5 年に「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改正するとともに、長期的視点に立った「障害者対策に関する新長期計画 - 全員参加の社会づくりをめざして - 」が策定されました。平成 7 年には「障害者プラン～ノーマライゼーション～七か年戦略」が策定され、わが国の障がい者施策は「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念の下に着実に推進されてきました。平成 15 年度からは、これらの理念を継承しながら、障がい者の社会への参加、参画に向けた施策の一層の推進を図るための基本方向を定めた「新障害者基本計画」がスタートしました。

また、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」が平成 11 年 6 月に改正され、在宅の精神障がい者に関連する業務が市町村に移譲されました。平成 12 年に介護保険が導入され、65 歳以上または 40 歳以上 65 歳未満で、主に加齢に伴って生じる特定の疾病が原因で介護が必要になった場合、介護保険が適用されることになりました。

平成 15 年 4 月に、行政がサービス内容を決定する「措置制度」から、利用者自らサービスを選択し事業者との契約によりサービスを利用する「支援費制度」に移行しました。さらに、平成 17 年 10 月には障害者自立支援法が成立し、障がい福祉施策が抜本的に改革されました。「支援費制度」では対象となっていなかった精神障がいのある方も含め、すべての障がいのある方が必要なサービスを安定的かつ効率的に利用できるようになり、平成 18 年 4 月から施行されています。

平成 16 年に障害者基本法の一部が改正され、国や地方公共団体の責務として、障がい者の「権利の擁護」「差別の防止」「自立及び社会参加の支援」等が明記されました。さらに『入院医療中心から地域生活中心へ』を基本として、精神保健医療福祉体系の再編と基盤強化を図るため、「精神保健医療福祉の改革ビジョン」が提示されたほか、自閉症や学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどの発達障がい者とその家族への支援体制を定めた「発達障害者支援法」が成立し、平成 17 年 4 月より施行されました。

また、障がいのある児童に関しては、平成 18 年 6 月の学校教育法等の一部改正により養護学校が特別支援学校に名称変更され、併せて小・中学校等において特別支援教育を推進するための規定が設けられました。

平成 21 年 12 月、内閣に「障がい者制度改革推進本部」が設置され、翌年 1 月からは、障がい当事者を中心とする「障がい者制度改革推進会議」が開催され、制度の改革に関する検討が開始されました。

同年 6 月の推進会議の第一次意見をを受けて、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」の閣議決定が行われました。

この閣議決定は、基本的な考え方として、障がい者に係る制度の集中的な改革の推進を図り、障がいの有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会を実現することとされています。

推進会議は、同年 12 月には、障害者基本法の改正内容に関する「障害者制度改革の推進のための第二次意見」をとりまとめ、これを受けた障害者基本法の改正案は、平成 23 年 7 月成立、8 月公布されました。

また、平成 22 年 12 月には、障害者自立支援法の一部改正が行われ、利用者負担の見直しや相談支援の充実などが行われることとなりました。

このような中、兵庫県では、「ヒューマンケアの推進」「自己決定権の尊重」「自立生活の支援」を基本理念とする、「すこやかひょうご」障害者福祉プラン - 兵庫県障害者福祉新長期計画 - 平成 13 年改定版」が策定されています。その後、「障害のある人が地域の一員としてあたり前に暮らし、誰もが共に支え合う社会の実現（共生）」「障害のある人が、自らの能力を最大限に発揮し、個性豊かに生きることのできる社会の実現（自己実現）」を理念とする「すこやかひょうご」障害者福祉プラン」（計画期間平成 17 年度から平成 21 年度）が策定されています。平成 22 年度には見直しが行われました。

一方、本市では、平成 9 年 3 月に「障がい者の主体性、自立性の確保」「すべての人のための平等な社会づくり」の実現をめざして、「川西市障がい者福祉計画」を策定し、さらに 15 年 3 月に改定し、「障がい者一人ひとりの誇りあるまちづくり」を基本理念として、障がい者施策を総合的、計画的に展開してきました。この間、障がい者の現状をみると、障がいの重複化、本人や保護者の高齢化などが進んでおり、それぞれの障がい者の特性やニーズに対応した福祉施策の充実が一層必要となっています。また、制度の変化に合わせ、発達障がいへの対応や 3 障がいを一体的に対象とした障がい福祉サービスの提供など、新たな視点を踏まえた施策の充実が必要となっています。

本計画は、前計画の計画期間の第 2 期及び国における障がい者制度改革の検討状況を踏まえ、障がい者の社会参画に向けた施策の一層の充実を図るために、ニーズや情勢の変化に対応した新しい障がい者福祉計画として策定するものです。

2 . 障害者基本法の一部改正

平成 23 年 8 月 5 日に障害者基本法の一部改正が公布されました。

改正法の概要

障害者定義の見直し（法第 2 条関係）

・障害者の定義を身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁（ ）により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にある者に見直しました。

社会的障壁とは、障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの

差別の禁止（法第 4 条関係）

・障害に対して、障害を理由として、差別すること、その他の権利利益を侵害する行為をしてはならないとしました。

・社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならないとしました。

療育（法第 17 条関係）

・国及び地方公共団体は、障害者である子どもが可能な限りその身近な場所において、療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならないとしました。

防災及び防犯（法第 22 条関係）

・国及び地方公共団体は、障害者が地域社会において安全かつ安心して生活を営むことができるようにするため、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策を講じなければならないとしました。

消費者としての障害者の保護（第 27 条関係）＜新設＞

・国及び地方公共団体は、障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図れるようにするため、適切な方法による情報の提供その他必要な施策を講じなければならないとしました。

選挙等における配慮（法第 28 条関係）＜新設＞

・国及び地方公共団体は、法律又は条令の定めるところにより行われる選挙、国民審査又は投票において、障害者が円滑に投票できるようにするため、投票所の施設又は設備の整備その他必要な施策を講じなければならないとしました。

司法手続きにおける配慮等（法第 29 条関係）＜新設＞

・国及び地方公共団体は、障害者が、刑事事件等に関する手続の当事者等となった場合、障害者とその権利を円滑に行使できるようにするため、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修その他必要な施策を講じなければならないとしました。

国際協力（法第 30 条関係）＜新設＞

・国は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を国際的協調の下に推進するため、外国政府、国際機関又は関係団体等との情報の交換その他必要な施策を講ずるよう努めるものとした。

現在、国においては、「障害者総合福祉法」と「障害を理由とする差別の禁止法」を平成 25 年に制定するため検討が行われています。

3. 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に定める障がい者計画であるとともに障害者自立支援法第 88 条に定める「障害福祉計画」を包含する計画です。同時に「川西市地域福祉計画」の障がい者福祉に関する分野別計画でもあります。

計画では、本市の「総合計画後期基本計画（平成 20 年 3 月策定）」など関連諸計画に基づき各種事業の趣旨や整備目標などとの整合を図りながら、今後、達成すべき障がい者施策の目標と具体的な方策を明らかにしています。また、本計画で示す内容は、市民、障がい者福祉関係機関、市民活動団体、行政が取り組むべき障がい者福祉分野の基本的な指針となるものです。

計画の法的位置づけ

障害者基本法第 11 条

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

障害者自立支援法第 88 条

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

4 . 計画の基本理念

障害者基本法の一部改正の「基本理念」となる「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現」という基本的事項を踏まえつつ以下を計画基本理念とします。

障がいのある人もない人も、すべての人々が平等に生活し、幅広い社会活動を営むことを可能にする「ノーマライゼーション」の理念と、人権尊重を基底におき、障がいのある人の能力が最大限に発揮されるなかで、一人ひとりの自立や自己実現をめざす「リハビリテーション」の理念に基づき、「すべての人の参加による、すべての人のための平等な社会づくり」と「障がい者の主体性、自立性の確保」の実現をめざし、基本理念を次のように設定します。

障がい者一人ひとりの誇りあるまちづくり

参考：障害者基本法の基本的理念

障害者基本法第 1 条（一部抜粋）

この法律は全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものである

5 . 計画の基本目標

本計画の基本目標として、次の 3 点を設定し、これを柱として施策の展開を図っていきます。

- (1) 適切なサービスの提供による生活の基盤づくり
- (2) 障がい者の社会参画の促進と生きがいづくり
- (3) とともに支え合う地域づくり

6 . 計画の期間

本計画の期間は、平成 24 年度から 26 年度までの 3 年間とします。

第2章 障がい者の現状

1. 障がい者の現状

(1) 身体障がい者(児) 身体障害者手帳所持状況

平成23年3月末現在、身体障害者手帳所持者数は5,540人です。市人口(160,907人)に占める割合は3.4%ですが、平成19年3月末からの5年間で、身体障がい者数は概ね1.1倍に増加しています。

障がい種別には、視覚障がい5.9%、聴覚障がい7.0%、言語障がい1.3%、肢体不自由56.4%、内部障がい29.4%で、肢体不自由が最も多く約6割を占めています。近年は内部障がい者の割合が増加する傾向がみられます。

図表1 障がい種別身体障がい者(児)数

各年度3月末現在

		平成18年度		平成20年度		平成22年度	
		人	%	人	%	人	%
視覚障がい	児	2	2.3	1	1.1	0	0
	者	324	6.5	322	6.4	326	6
	計	326	6.5	323	6.3	326	5.9
聴覚障がい	児	12	13.8	12	12.5	16	17.2
	者	327	6.6	335	6.6	372	6.8
	計	339	6.7	347	6.8	388	7
言語障がい	児	1	1.2	1	1.1	2	2.2
	者	64	1.3	66	1.3	71	1.3
	計	65	1.3	67	1.3	73	1.3
肢体不自由	児	57	65.5	65	67.7	61	65.6
	者	2,791	56.3	2,858	56.6	3,064	56.3
	計	2,848	56.4	2,923	56.8	3,125	56.4
内部障がい	児	15	17.2	17	17.6	14	15
	者	1,456	29.3	1,467	29.1	1,614	29.6
	計	1,471	29.1	1,484	28.8	1,628	29.4
合計	児	87	100.00	96	100.00	94	100.00
	者	4,962	100.00	5,048	100.00	5,446	100.00
	計	5,049	100.00	5,144	100.00	5,540	100.00

資料：市福祉推進室

障がいの程度別にみると、程度別の関係になく全体的に障がい者数に増加傾向がみられ
ます。

図表2 等級別身体障がい者(児)数

各年度3月末現在

		平成18年度		平成20年度		平成22年度	
		人	%	人	%	人	%
1級	児	42	48.3	53	55.2	47	50
	者	1,538	31	1,558	30.9	1,662	30.5
	計	1,580	31.3	1,611	31.3	1,709	30.9
2級	児	18	20.7	16	16.7	15	16
	者	734	14.8	760	15.1	796	14.6
	計	752	14.9	776	15.1	811	14.6
3級	児	7	8	8	8.3	11	11.7
	者	847	17	844	16.7	943	17.3
	計	854	16.9	852	16.6	954	17.2
4級	児	14	16.1	13	13.6	13	13.8
	者	1,323	26.7	1,357	26.9	1,502	27.6
	計	1,337	26.5	1,370	26.6	1,515	27.4
5級	児	2	2.3	2	2.1	3	3.2
	者	281	5.7	283	5.6	289	5.3
	計	283	5.6	285	5.6	292	5.3
6級	児	4	4.6	4	4.1	5	5.3
	者	239	4.8	246	4.8	254	4.7
	計	243	4.8	250	4.8	259	4.6
合計	児	87	100.00	96	100.00	94	100.00
	者	4,962	100.00	5,048	100.00	5,446	100.00
	計	5,049	100.00	5,144	100.00	5,540	100.00

図表3 等級別障がい種別身体障がい者数(平成23年3月末現在)

単位：上段；人、下段；%

	総数	肢体不自由	視覚障がい	聴覚平衡機能障がい	音声言語機能障がい	内部障がい
1級	1,709	582	89	30	9	999
	31.1	18.6	27.3	7.7	12.3	61.4
2級	811	592	107	79	10	23
	14.6	18.9	32.8	20.4	13.7	1.4
3級	954	596	26	51	31	250
	17.2	19.1	8	13.2	42.5	15.3
4級	1,515	991	29	116	23	356
	27.4	31.7	8.9	29.9	31.5	21.9
5級	292	243	45	4		
	5.3	7.8	13.8	1	0.0	0.0
6級	259	121	30	108		
	4.6	3.9	9.2	27.8	0.0	0.0
合計	5540	3,125	326	388	73	1,628
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：市福祉推進室

(2) 知的障がい者(児) 療育手帳所持状況

平成23年3月末現在、療育手帳の交付を受けている知的障がい者(児)は914人です。市人口に占める割合は0.56%です。平成19年3月末からの5年間で、手帳所持者数は1.3倍に増加しており、療育手帳制度が浸透していることがうかがえます。

障がいの程度別の構成比は、重度(A判定)44.4%、中度(B1判定)22.4%、軽度(B2判定)33.1%となっています。また、障がいの程度別の割合は、ほぼ一定で推移していましたが、近年は重度者、軽度者の割合が増えています。

図表4 知的障がい者(児)数 (療育手帳所持者数)

各年度3月末現在

		平成18年度		平成20年度		平成22年度	
		人	%	人	%	人	%
A 重度	児	108	35.5	109	31.6	102	25.1
	者	214	66.5	236	68.4	304	74.9
	計	322	100.00	345	100.00	406	100.00
B1 中度	児	51	27.7	61	30.7	53	25.9
	者	133	72.3	138	69.3	152	74.1
	計	184	100.00	199	100.00	205	100.00
B2 軽度	児	91	51.4	122	58.7	191	63
	者	86	48.6	86	41.3	112	37
	計	177	100.00	208	100.00	303	100.00
合計	児	250	36.6	292	38.8	346	37.8
	者	433	63.4	460	61.2	568	62.2
	計	683	100.00	752	100.00	914	100.00

資料：市福祉推進室

(3) 精神障がい者 通院患者数、精神障害者保健福祉手帳所持状況

平成23年3月末現在、市内在住の通院患者公費負担者数は2,025人です。平成21年3月末に比べて、通院患者公費負担者数は約1.1倍に増加しています。

図表5 精神障がい者数(通院患者公費負担者数) 各年度3月末現在(単位：人)

	平成20年度	平成22年度
通院患者公費負担者数	1794	2025
合計	1,794	2,025

資料：市福祉推進室

また、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている精神障がい者(児)は676人です。市人口に占める割合は0.42%です。同手帳所持者の総数は、平成19年3月末に比べて約1.4倍と増加しています。

図表6 精神障がい者数(精神障害者保健福祉手帳所持者数) 各年度3月末現在(単位：人)

	平成18年度	平成20年度	平成22年度
1級	108	119	140
2級	304	323	432
3級	68	75	104
合計	480	517	676

資料：市福祉推進室

2. 障がい者福祉施設等の現状

(1) 川西市内の障がい者福祉施設

市内にある障がい者のための施設は図表7のとおりです。

障害児(者)地域生活・就業支援センターにおいては、市内の障がい者(児)やその家族に対する相談や就労支援など様々な支援を行っています。

身体障がい者(児)のための施設としては、「川西作業所」、生活介護等のサービスを提供する施設として「ひまわり荘」、地域活動支援センター2カ所があります。

知的障がい者(児)のための施設としては、「小戸作業所」があります。また、就労継続支援B型事業所が4カ所、地域活動支援センターが1カ所、共同生活援助(グループホーム)・共同生活介護(ケアホーム)が6カ所、短期入所施設が2カ所整備されています。

また、知的障がい児及び身体障がい児のための施設として、児童発達支援センター「川西さくら園」として運営をしています。

精神障がい者のための施設としては、就労継続支援B型事業所が1カ所、地域活動支援センターが2カ所、共同生活援助(グループホーム)・共同生活介護(ケアホーム)が1カ所あります。

図表7 川西市内の障がい者福祉施設等一覧表

平成23年11月現在

事業所名称	施設の種類の等	設置・運営主体	住 所
川西作業指導所	就労継続支援（B型） （H24.4.1～実施）	川西市社会福祉協議会	小戸3-12-10
小戸作業指導所	就労継続支援（B型） 生活介護 （H24.4.1～実施）	川西市社会福祉協議会	小戸3-12-10
ひまわり荘	生活介護 地域活動支援センター	川西市社会福祉協議会	小戸3-12-10
川西さくら園	児童発達支援センター （H24.4.1～実施）	川西市社会福祉協議会	小戸3-12-10
ハピネス川西作業所	就労移行支援 就労継続支援（B型） 生活介護	福）正心会	加茂3-13-26
NPO法人 障害者地域生活応援団あかね	就労継続支援（B型）	川西市障害者共働作業所 あかねっと	火打1-5-19
福祉作業所りんどう	就労継続支援（B型）	NPO法人 みち	美園町12-11
ドリーム甲子園 川西営業所	就労継続支援（B型）	福）円勝会	栄根2-20-2
むぎのめ作業所	就労移行支援 就労継続支援（B型）	福）むぎのめ	火打1-5-20
作業所わかば	地域活動支援センター	福）むぎのめ	火打1-1-7
あいらんど	地域活動支援センター	NPO法人 あいらんど	小花2-7-1-107
裸足の楽園	地域活動支援センター	NPO法人 裸足の楽園	中央町6-11
ふれんど	地域活動支援センター	NPO法人 ふれんど	小戸1-7-9
もみの木	地域活動支援センター	NPO法人川西もみの会	清和台東4-3-18
ハピネス川西デイサービス	地域活動支援センター 生活介護	福）正心会	加茂3-13-26
障害者デイサービス夢工房 さをりひろば	地域活動支援センター	NPO法人地域活動ステーションぬくもりの家	栄町10-5
美園ホーム	日中一時 短期入所	NPO法人 みち	美園町12-11

事業所名称	施設の種類等	設置・運営主体	住 所
NPO法人 ぴあの	日中一時 短期入所	NPO法人 ぴあの	清和台東 2-2-67
ケアステーション なな てんとう 想作館	日中一時	(有)ドリームセブン	滝山町 9-4
児童デイサービス さくらんぼ	・児童デイサービス ・児童発達支援事業 (H24.4.1～実施)	川西市社会福祉協議会	小戸 3-12-10
児童デイサービス ぴのっきお	・児童デイサービス ・児童発達支援事業 (H24.4.1～実施)	みやけ屋(株)	清和台西 2-7-60
すまいる・きっず	・児童デイサービス ・児童発達支援事業 (H24.4.1～実施)	(株)ハートフル	矢間 1-27-15
きしゃぼっぽ 川西	・児童デイサービス ・児童発達支援事業 (H24.4.1～実施)	(有)アイズ物流	萩原 3-4-22
NPO法人みちホーム たきやま第1・たきやま第2	共同生活援助 共同生活介護	NPO法人 みち	滝山町 7-7
ホームうぐいす台	共同生活援助 共同生活介護	NPO法人 みち	鷲台 1-23-7
ホームはぎわら台	共同生活介護	NPO法人 みち	萩原台東 1-17
グループホームめるへん	共同生活介護	医療法人社団 青心会	出在家町 4-5-201
ドリーム甲子園 川西ケアホーム	共同生活介護	福)円勝会	丸の内町 3-11 101

(2) 市内の福祉施設への入所、通所状況

市内の障がい者福祉施設への入所、通所状況は図表8のとおりです。

図表8 川西市内の福祉施設への入所及び通所状況 平成23年11月現在(単位:人)

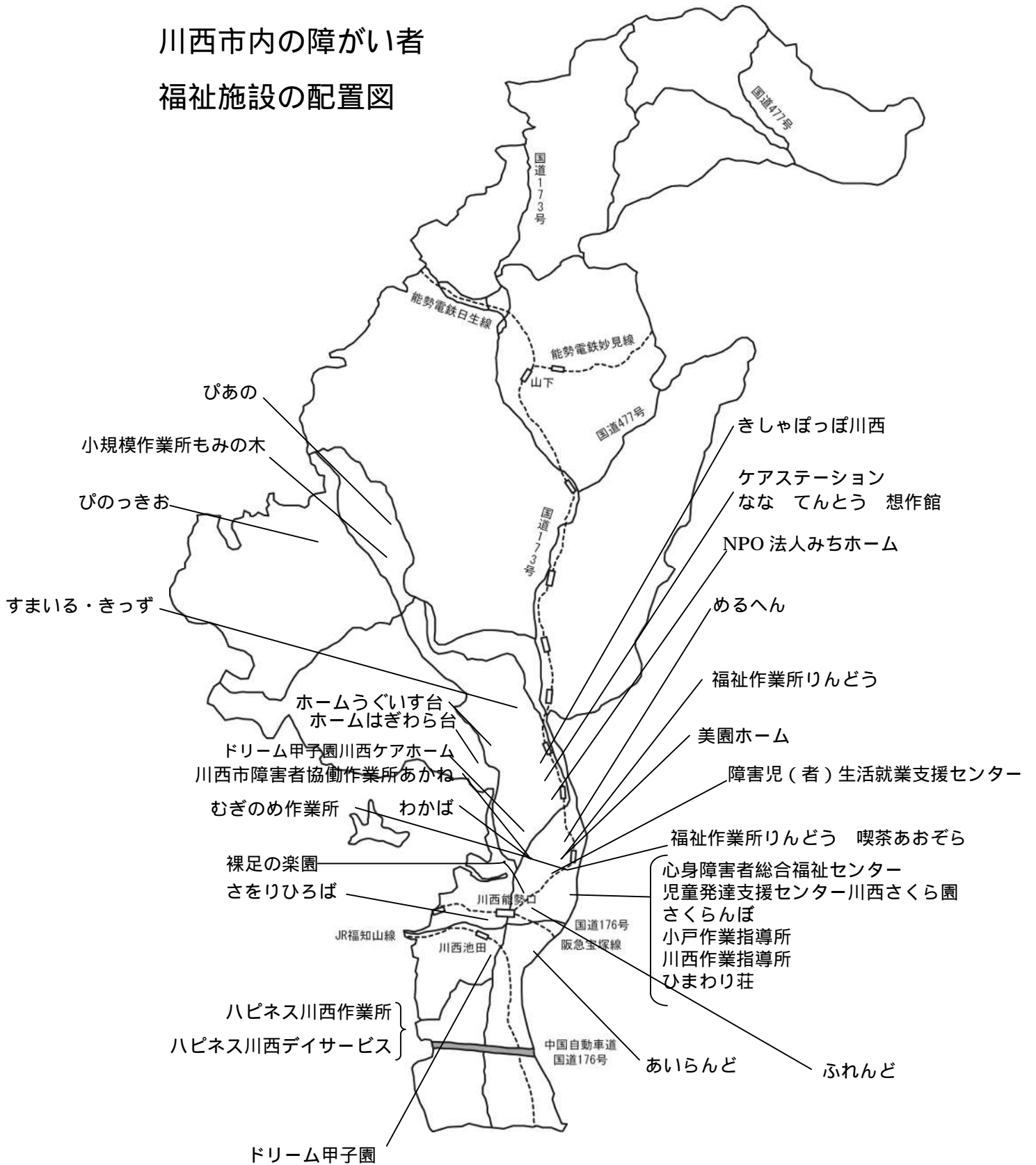
	施設名	定員	入所	登録者数
就労継続支援(B型)	川西作業指導所	35	-	39
就労継続支援(B型) 生活介護	小戸作業指導所	55	-	61
地域活動支援センター 生活介護	ひまわり荘	20	-	23
児童発達支援センター	川西さくら園	52	-	55
就労移行支援 就労継続支援(B型) 生活介護	ハピネス川西作業所	96	-	107
就労継続支援(B型)	あかね	20	-	13
就労継続支援(B型)	りんどう	25	-	27
就労継続支援(B型)	ドリーム甲子園川西営業所	20	-	10
就労移行支援 就労継続支援(B型)	むぎのめ作業所	26	-	23
地域活動支援センター	作業所わかば	20	-	26
地域活動支援センター	あいらんど	25	-	25
地域活動支援センター	裸足の楽園	20	-	27
地域活動支援センター	ふれんど	25	-	19
地域活動支援センター	もみの木	10	-	8
地域活動支援センター 生活介護	ハピネス川西デイサービス	30	-	59
地域活動支援センター	さをりひろば	8	-	12
短期入所 日中一時	美園ホーム	10	-	73
短期入所 日中一時	びあの	12	-	150
日中一時	ケアステーションなな てんと う 想作館	23	-	77
児童デイサービス	さくらんぼ	10	-	178

	施設名	定員	入所	登録者数
児童デイサービス	ぴのっきお	10	-	27
児童デイサービス	すまいる・きっず	10	-	5
児童デイサービス	きしゃぽっぽ 川西	10	-	4
共同生活介護 共同生活援助	NPO 法人みちホーム	12	12	12
共同生活介護 共同生活援助	ホームうぐいす台	5	5	5
共同生活介護	ホームはぎわら台	5	5	5
共同生活介護 共同生活援助	グループホームめるへん	6	3	3
共同生活介護	ドリーム甲子園川西ケアホーム	2	2	2
合 計			27	1075

資料：市福祉推進室

図表9 障がい者施設の分布図

川西市内の障がい者福祉施設の配置図



3 . アンケート結果

1 . 川西市障がい者福祉計画策定のためのアンケート結果（障がい者・児対象）

平成23年8月1日現在、川西市在住で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持する方を対象に、生活の状況や問題点などについて把握し、計画策定にあたっての基礎資料を得ることを目的に、同年8月22日～9月15日にかけてアンケートを実施しました。有効回収数は541件、有効回収率は43.8%でした。

（1）自身のことについて

- ・ 平日の昼間の過ごし方について、【作業所や授産施設等の障がい者の日中活動の場に通っている】が最も多く、【趣味の活動等をしながら家にいることが多い】、【福祉施設に入所している】が続いています。障がい別に見ると、「療育手帳」所持者は、【作業所や授産施設等の障がい者の日中活動の場に通っている】の回答が多く、「身体障害者手帳」所持者と「精神障害者保健福祉手帳」所持者は、【趣味の活動等をしながら家にいることが多い】の回答が多くなっている。
- ・ 将来の仕事については、【今の状態を維持したい】が3分の1を占め、以下、【企業などへ就職したい】、【作業所などに通って働きたい】、【自宅でできる仕事をしたい】が続いています。障がい別に見ると、「療育手帳」所持者と「精神障害者保健福祉手帳」所持者では【企業などへ就職したい】の回答が多くなっています。
- ・ 将来の生活については、【今の状態を維持したい】が6割近くを占めています。障がい別に見ると、「療育手帳」所持者は、【グループホーム、ケアホームなどに入りたい】の回答が比較的多く、「精神障害者保健福祉手帳」所持者は、【一人暮らしをしたい】や【結婚して新しい世帯をもちたい】で回答が比較的多くなっています。

（2）介助している方のことについて

- ・ 主な介助者について、【父母】が最も多く、以下、【施設職員】や【配偶者】の回答が多くなっています。障がい別に見ると、「療育手帳」所持者は【父母】が回答の3分の2を占めていますが、「身体障害者手帳」所持者や「精神障害者保健福祉手帳」所持者は、【父母】が3割台で、【配偶者】や【子ども】、【ホームヘルパー】の回答が「療育手帳」所持者に比べて多くなっています。
- ・ 現在の介助者が介助できなくなった場合は、【短期入所施設を利用したい】、【親族に介助してほしい】、【ホームヘルパー派遣などのサービスを利用したい】とする回答が多くなっています。

（3）福祉に関する制度・サービスの利用について

- ・ 利用している障がい福祉サービスの満足度については、【まあまあ満足している】と【満足している】の合計が4分の3を占めています。一方で、満足できない理由と

しては、サービス内容への不満（手帳や等級による制限、利用したい日・時間に使えない、職員不足、施設不足）のほか、利用定員の問題（希望しても利用できない）、金銭的・経済的な問題（サービスの自己負担が大きい、医療費補助・助成・賃金が少ない）、本人の問題（対人関係が苦手、障がいを公にすることへの抵抗）などがあげられています。

- ・障がい福祉サービスの事業所を選ぶための情報については、【あまり十分でない】と【不十分である】の合計が約3割の回答があり、【わからない】も4分の1を占めていることから、障がい福祉サービスの情報は十分に得られていないと考える回答者が多くなっています。
- ・障がい福祉サービスの利用状況について、【十分に利用できている】が最も多いものの、【あまり十分でない】と【不十分である】の合計よりも回答数は少なく、自分が受けている障がい福祉サービスが「十分でない」と感じている回答者の方が多くなっています。
- ・今後利用したい支援では、【外出時に受ける支援】と【自分の家で受けられる介護サービス】が多くなっています。障がい別に見ると、「身体障害者手帳」所持者は、【自分の家で受けられる介護サービス】と【外出時に受ける支援】の回答が、「療育手帳」所持者は、【外出時に受ける支援】と【趣味・学習への参加支援】の回答が、「精神障害者保健福祉手帳」所持者は、【自分の家で受けられる介護サービス】、【就労支援】の回答が多くなっています。

（４）外出について

- ・外出の際に困ることとしては、【交通費などの経費がかかる】、【コミュニケーションが難しい】の回答が多くなっています。以下、【トイレが使いにくい】や【周囲の人たちに迷惑そうな目でみられる】でも回答が多くなっています。

（５）災害・防災について

- ・災害時の避難について、【自分でできる】は3割弱にとどまっており、誰かの介助を必要とする回答者が多くなっています。災害時に助けてくれる人については、【家族・親せき】を頼る回答が7割近くに上り、【近所の人・友人】や【地域団体の関係者】は回答が少なくなっています。
- ・防災対策については、【避難誘導してくれる人がいる（家族）】や【避難場所を知っている】など、家庭内での防災対策に取り組んでいるとする意見は多くなっているものの、【自主防災組織・防災訓練などに参加している】や【市に災害時の安否確認の登録をしている】は回答が少なく、地域の助け合い（共助）による支援を受けるための取組みを進めている回答者は少なくなっています。

(6) 地域とのかかわりについて

- ・地域や近隣とのつきあいについて、【会った時はあいさつをしあう】が4割を超えています。【用事を頼める程度のつきあいはしている】や【地域の活動に積極的に参加している】は1割未満でした。また、地域活動や行事への参加については、【ほとんど参加したことがない】が5割を超えており、地域や近隣の方とのつきあいが薄い回答者が多くなっています。
- ・地域の行事や活動に参加しない理由としては、【参加したい行事がない】、【誘ってくれる人、一緒に行く人がいない】が多く、行事の企画内容を見直したり、直接障がい者やその家族に参加を呼びかけるなどの取組みが必要とされています。
- ・地域との関わり方については、【災害時など、いざという時のために隣近所のつきあいを大切にしたい】が約4割、【地域の人と打ち解けられる関係を築きたい】が3割弱の回答がありました。緊急時の対応も含めて、地域とある程度の近所づきあいをもちたいとする回答が多くなっています。

2. 川西市障がい者福祉計画策定のためのアンケート結果（市民対象）

平成23年8月1日現在、川西市在住の市民を対象に、障がい者との関わりや障がい者福祉への関心などについて把握し、計画策定にあたっての基礎資料を得ることを目的にアンケートを実施しました。有効回収数は388件、有効回収率は38.8%でした。

(1) 障がい者と接する機会について

- ・【障がい者と接する機会はほとんどない】が半数を占めています。接する機会があるとする回答の中では、【家族や親戚の中に障がい者がいる】が最も多く、【障がいのある友人がいる】、【学校や職場で接している】が続いています。【自治会や近所づきあいで接している】とする回答は1割弱しかなく、その付き合いの程度も、【道で会えば立ち話やあいさつをする程度】が6割近くを占めています。
- ・障がい者との付き合いがない理由としては、【身近な地域に障がい者が暮らしているのかわからないから】が6割を超えて圧倒的に多く、多くの回答者は、居住地域の障がい者の情報自体を知らないとしています。

(2) 地域活動・ボランティア活動・介助経験について

- ・参加したことがある活動では、【自治会活動】が5割弱の回答があり、【祭などの活動】、【学校や保育園などのPTA活動】、【趣味、娯楽などのサークル活動】が、3割台が続いています。
- ・障がい者や高齢者の介助の経験については、【よくやっている】と【何回かしたことがある】の合計が50.6%で、介助の経験があるとする回答が半数を占めています。

(3) 障がい者についての抵抗や不安

- ・障がい者と「一対一」で接する際の抵抗や不安については、【少し感じる】が5割弱の回答があり、【とても感じる】とあわせると6割強の回答者が、障がい者と関わる際に抵抗や不安を感じるとしています。一方で、職場や学校、習い事、地域活動において障がい者を受け入れることへの抵抗や不安については、【あまり感じない】が4割強で最も多く、【全く感じない】とあわせると6割強の回答者が障がい者を受け入れることに抵抗や不安がないとしています。

(4) 障がい者の地域への受入れについて

- ・自宅近くに障がい者が住むことについては、【特に不安を感じないし、良いことなので進めるべき】が約4分の1を占めています。不安があるとする回答では、【不安はあるが、近くに専門知識を持ったスタッフがいれば問題はない】が5割弱にのぼり、自宅近くに障がい者が住むことについて前向きな意見が多くなっています。
- ・自宅近くに障がい者施設が建設される場合の対応については、【設置に反対ではないが、心配はあるので、必要であれば計画に対して意見する】が最も多く、基本的には問題はないが、施設の内容次第では意見を出すとする回答が約半数を占めています。また、【近所への障がい者施設の設置を歓迎する】とする回答が、無条件で反対とする意見（【近所に設置される計画に対して反対の意思表示をする】と【近所に設置されることは反対だが、意思表示はしない】の合計）を上回っており、自宅近くに障がい者施設が建設されることについても前向き意見が多くなっています。

(5) 障がい者福祉施策について

- ・障がい者の雇用については、【他の従業員よりも能力が劣ったとしても、行政による支援によって積極的に雇用すべきだ】が7割弱を占めています。【他の従業員よりも能力が劣ったとしても、企業の負担で積極的に雇用すべきだ】もあわせると8割を超える回答者が、障がい者の能力に関係なく障がい者の雇用を進めるべきだとしています。
- ・「電車やバスなどの移動手段や歩道等を整備し、障がい者が外出しやすい環境にする」や「障がい者が使いやすいよう、公共施設や商業施設などの改善・整備を進める」、「障がい者が働ける場を増やす」といった項目で【かなり重視する】とする回答が5割台に上っており、ハード面のバリアフリー化と就労の場づくりなどを重視しています。

3. 川西市障がい者福祉計画策定のためのアンケート結果（事業所対象）

平成23年8月1日現在、川西市民が利用する障がい福祉サービス等を提供している事業所を対象に、事業を実施していく上での問題点・課題、今後のサービス提供の意向、現行制度への要望などについて把握し、計画策定にあたっての基礎資料を得ることを目的にアンケートを実施しました。有効回収数は57件、有効回収率は61.3%でした。

(1) 事業所の提供する障がい福祉サービスについて

- ・提供しているサービスとしては、【短期入所(ショートステイ)】が38.6%で最も多く、【生活支援】が35.1%、【施設入所支援】が31.6%が続いています。

(2) 事業の実施状況について

- ・事業を実施するうえで困っていることとしては、「施設・設備の改善が必要である」、「職員を募集しても応募が少ない」、「事務作業が多い」、「採算性の確保に苦労する」で【とても困っている】と【困っている】の合計が5割を超えています。
- ・サービス利用者からの苦情としては、ほとんどの項目で【よくある】とする回答はなく、【ときどきある】とする回答が多かったのは、「ゆっくり話を聴いてもらえない」が3割強、「スタッフのマナーや態度がよくない」が2割強ありましたが、その他の項目については、苦情は【ない】とする回答がほとんどでした。

(3) 障がい者の状況について

- ・対応困難事例の有無については、【なかった】が5割強で、【あった】を若干上回っています。
- ・対応が困難だった事例の具体的な内容としては、医療的ケア、人間関係(対象者の保護者や親族との間、利用者間のトラブル、地域への迷惑など)、サービスの定員を超える利用希望、利用者のニーズと事業や制度とのミスマッチなどがあげられています。

4. 団体ワークショップ結果

平成23年9月に、川西市内の障がい者団体を対象に、障がい者福祉計画に係る施策に関して、ご意見をいただくために、ワークショップを開催しました。

ワークショップとは、参加された皆さんで、障がい福祉の現状 問題解決に向けた方向性等を意見交換していただくものです。内容については、各団体(障がいの種別)によって内容が異なり、また多岐にわたりますので、各団体で出された意見で共通する事項をまとめています。

<参加された団体>

川西市身体障害者福祉協会 川西市身体障害児者父母の会
川西市手をつなぐ育成会 むぎのめ家族会

各団体の共通意見等、共通する事項

1 総合福祉センター

川西市には、障がい福祉の拠点、障がい者が集う場所がない。

総合的な障がい福祉サービス(機能回復訓練、医療ケアなど)を提供する拠点

障がい者が気軽に集える場所、抛り所となる場所

障がい者が、交流やレクリエーションを楽しんだり、情報交換できる場所

2 災害時の障がい者の避難場所

東日本大震災で、避難所に行けない、行っても自宅に戻った障がい者が多かった（まわりに迷惑をかける、必要な支援を受けられないなど）。福祉避難所（室）を開設してほしい。

災害時要援護者支援で安否確認登録を呼びかけているが、障がい者で登録している人は少なく、登録制度があることを知らない人も多いのではないかと。

災害発生直後の安否確認は、近隣の方や地域福祉を担う地域住民になるので、まずは、積極的に“ご近所づきあい”をするようにする（何かあった時には声をかけてくれる人がいるように）。

自分が住む地域の福祉活動のことを知る、参加するようにする。

安否確認登録を周知する。制度を知らずに登録していない人がいないように。

3 地域での取り組み

大和地区

障がい者当事者の方、民生委員、福祉委員の呼びかけで「集い」を実施

清和台地区

障がい者の集いにも100人ぐらい集まる（民生委員、福祉委員の取り組み）

東谷地区

コミュニティセンターでカフェをオープン、障がい者の集う日もある（民生委員、福祉委員の協力）

知的障がい児は親との同伴となるが、「迷惑をかけるのでは」という気持ちがあり、また「気を使っていくのはやめとこ」という思いになる。

地域における住民と障がい者の交流、障がい者の「居場所づくり」を進めていこう。大和や清和台などの先進的な地域の取り組みを他の地域に広めていこう。

地域の中で障がい者が集まったり、地域の人と触れ合う場所をつくる。空き家を借りて実現できないか。

地域の小学校が障がい者たちと交流する機会をつくる。

4 障がい・障がい者への理解

< 市民への理解 >

障がいへの理解が進んでいない（特に、内部障がい、精神障がい）。

障がいによって必要な支援が異なることが理解されていない、取り組みに差がある（視覚と聴覚、全盲と弱視など）。

待機中（工作中）の盲導犬にさわりにくる人がいる。盲導犬が状況判断を間違った時に「ちゃんとできるようにしておけ」と怒鳴られた。

誰でも自身や家族が障がい者になる可能性があるのだから、障がいのことを知ることは将来的に役立つ。

子どもの頃から、障がいのない子と障がいのある子とが自然に接する機会を増やす。学校における障がい教育の推進。実際に当事者が学校に行き、話をする方が、子どもたちに伝わるのではないか。

<当事者への理解>

障がい者団体に登録することで、色々な支援情報を得ることができるが、加入率が低い。そうした団体があることも知らないのではないか。

市役所窓口での情報発信を徹底してほしい。(手帳の申請や受取り時など)

地域の福祉活動の担い手と連携して、情報を発信する。

広報誌(説明会の開催案内)、会報(発行数を増やし、会員以外にも配れるようにする)を通じた情報発信に力を入れる。

5 相談窓口

障がい者対応の総合的な窓口がほしい(年金も医療も福祉もそこで相談すればわかる)

ここにプロフェッショナルが常駐していてくれるという軸になる場所

6 ボランティアの不足

川西市では外出介助のボランティアが少ないし、高齢化してきている。

一般の人が「お手伝いしましょうか」と声をかけた時に、「いりません」とすげなく断られると次から声をかけづらくなる。必要がなくても「ありがとう」と受け入れることも必要。

若者にボランティアになってもらう仕組みが必要。近隣の大学(福祉系学部やボランティアサークルなど)と連携できないか。

7 成年後見センター

市民後見人の養成

後見センターを早くつくってほしい

8 介助者にアクシデントが起きた時の対応

(重度の身体障がいがある場合)普段から見守っている保護者にしかわからないような、ちょっとした表情の変化でサインを出している。もし、事故などで保護者が急に面倒をみられなくなった場合、ボランティアでも親の代わりができるようにしておく必要がある。

災害時の安否確認情報のように、必要なケア情報を一括管理する仕組みをつくる。

(父母の会でカルテ情報をまとめ、定期的に情報更新も行う など)

川西市障がい者福祉計画・第3期障がい福祉計画

改定のポイント

障害者自立支援法の改正（平成23年10月1日施行）並びに児童福祉法の一部改正（平成24年4月1日施行）に伴い創設された新たなサービスや新たな市独自サービスについて、下記のページに記載しています。

第4章 施策の展開

		関連ページ
基本目標 1 適切なサービスの提供による生活の基盤づくり		
1.生活支援施策の充実（1）在宅支援サービスの充実 ・児童発達支援事業 ・放課後等デイサービス ・同行援護	P31 上段	P50～ P51
4.相談体制と情報提供の仕組みの整備	P36	P56
（4）成年後見制度の促進（5）障がい者虐待の防止対策		
基本目標 3 とともに支えあう地域づくり		
2.情報のバリアフリー、心のバリアフリーの促進（2） 啓発活動の促進 ・地域住民等への啓発の実施	P46 下段	P63
3.福祉コミュニティ、福祉ネットワークの形成 ・地域における障がい児（者）と住民の交流促進の支援	P48 下段	P64

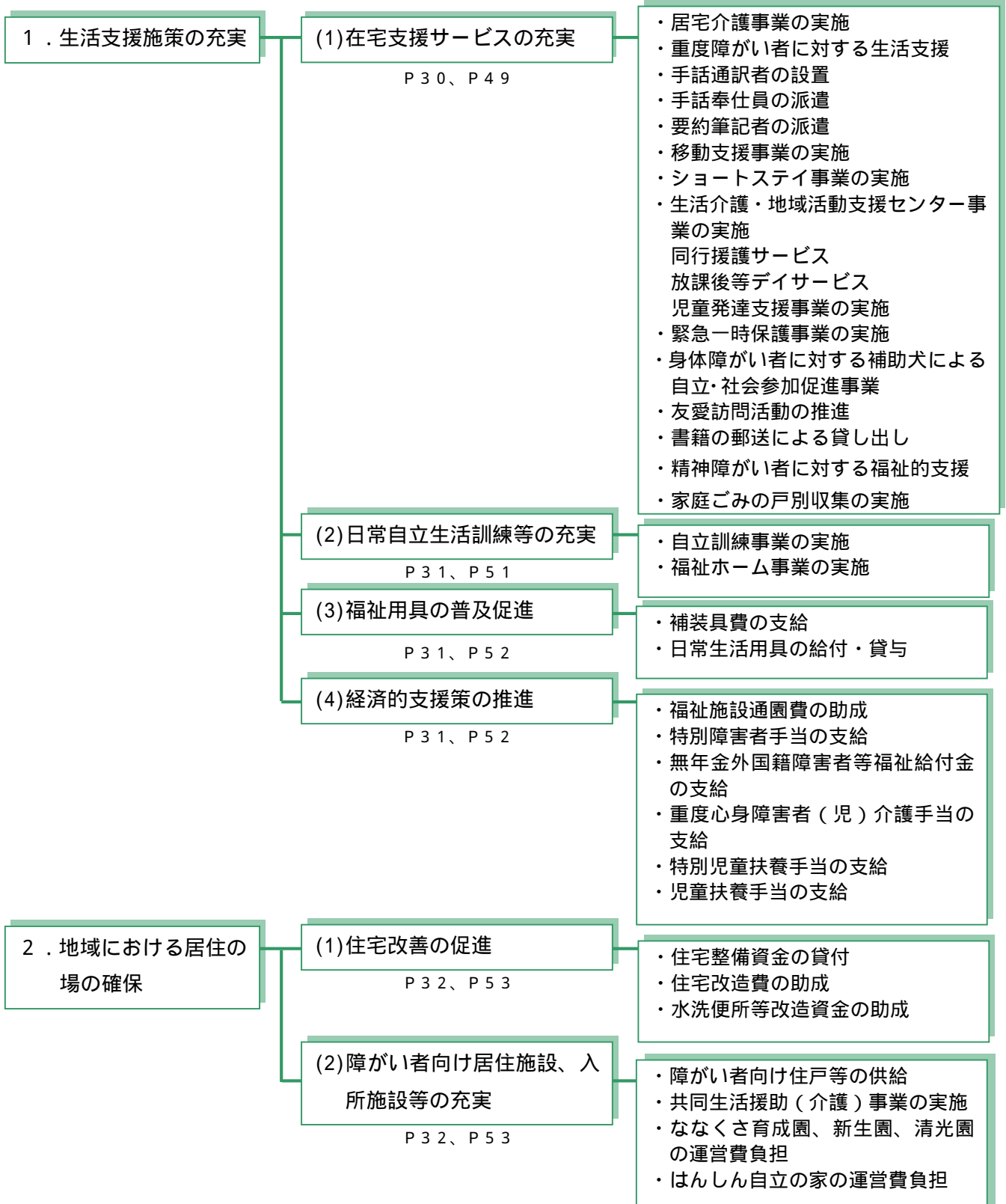
第6章 第3期障がい福祉計画

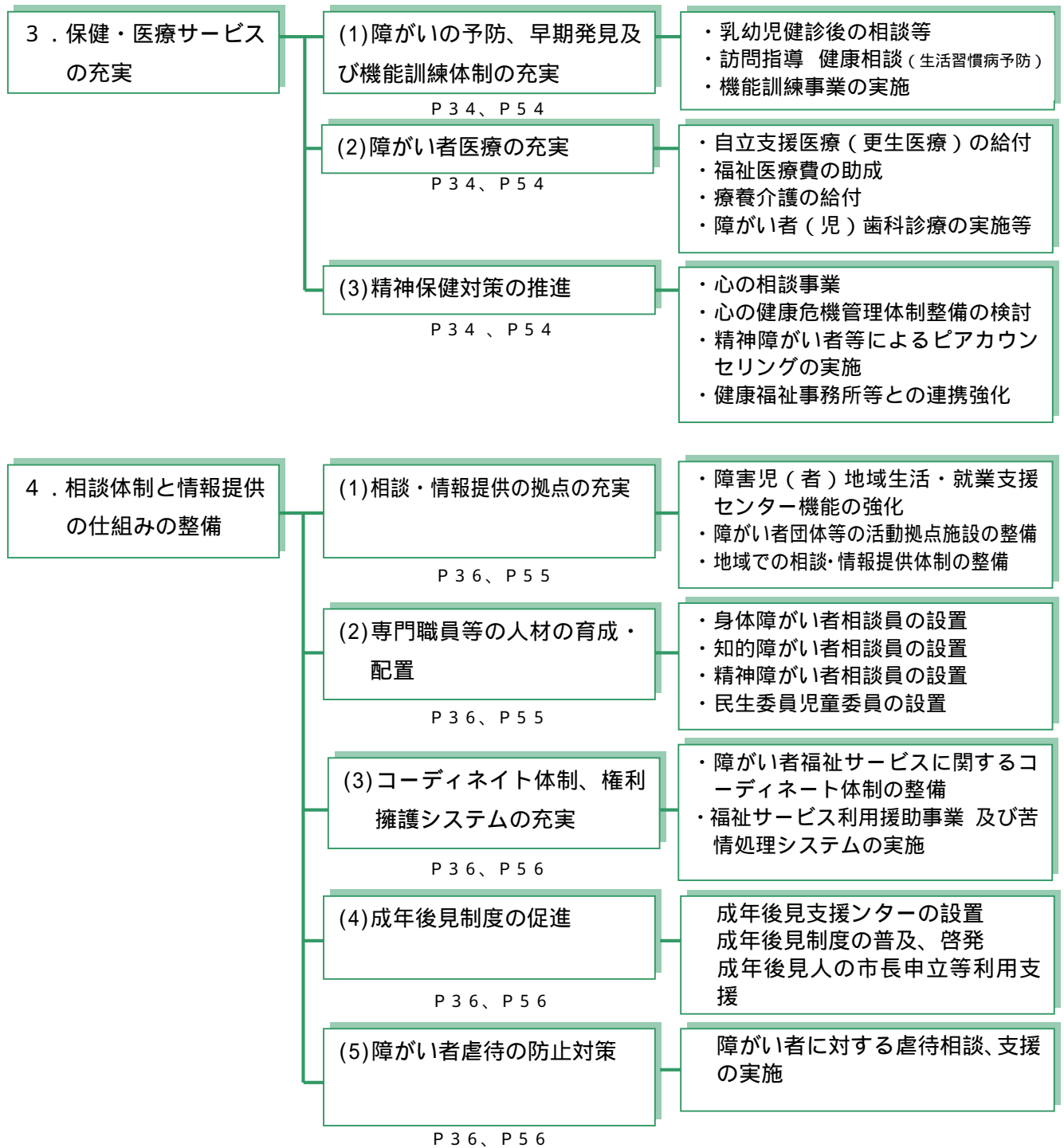
4.平成26年度の数値目標	P67～68
入院中の精神障がい者の地域生活への移行	
（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行	P68～69
2）目標数値 3）第3期目標数値の考え方	
（2）福祉施設から一般就労への移行等	P69
1）数値目標の内容 3）考え方	

第3章 施策の体系

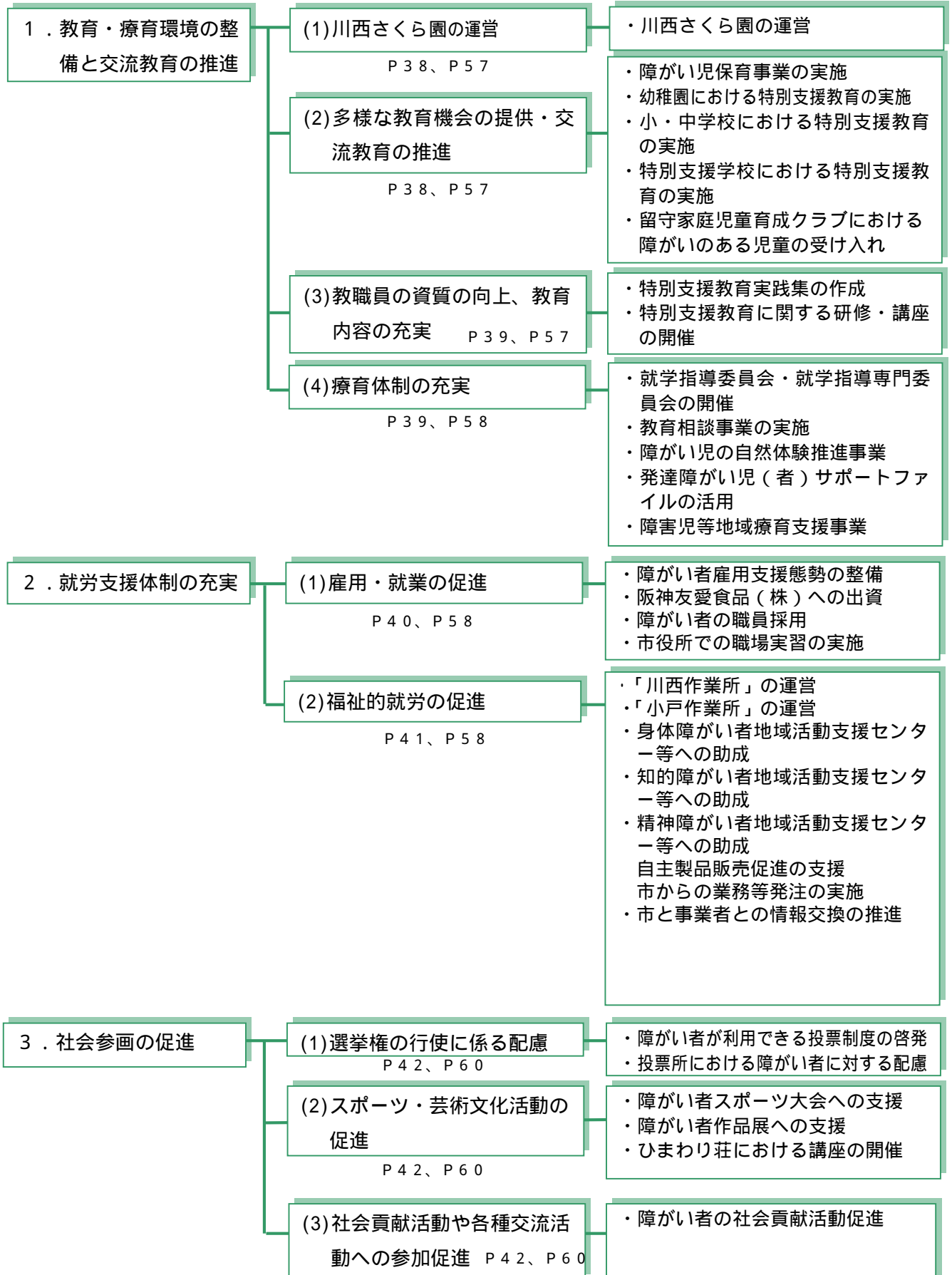
：前計画策定後実施施策 ：本計画新規施策

基本目標1 . 適切なサービスの提供による生活の基盤づくり

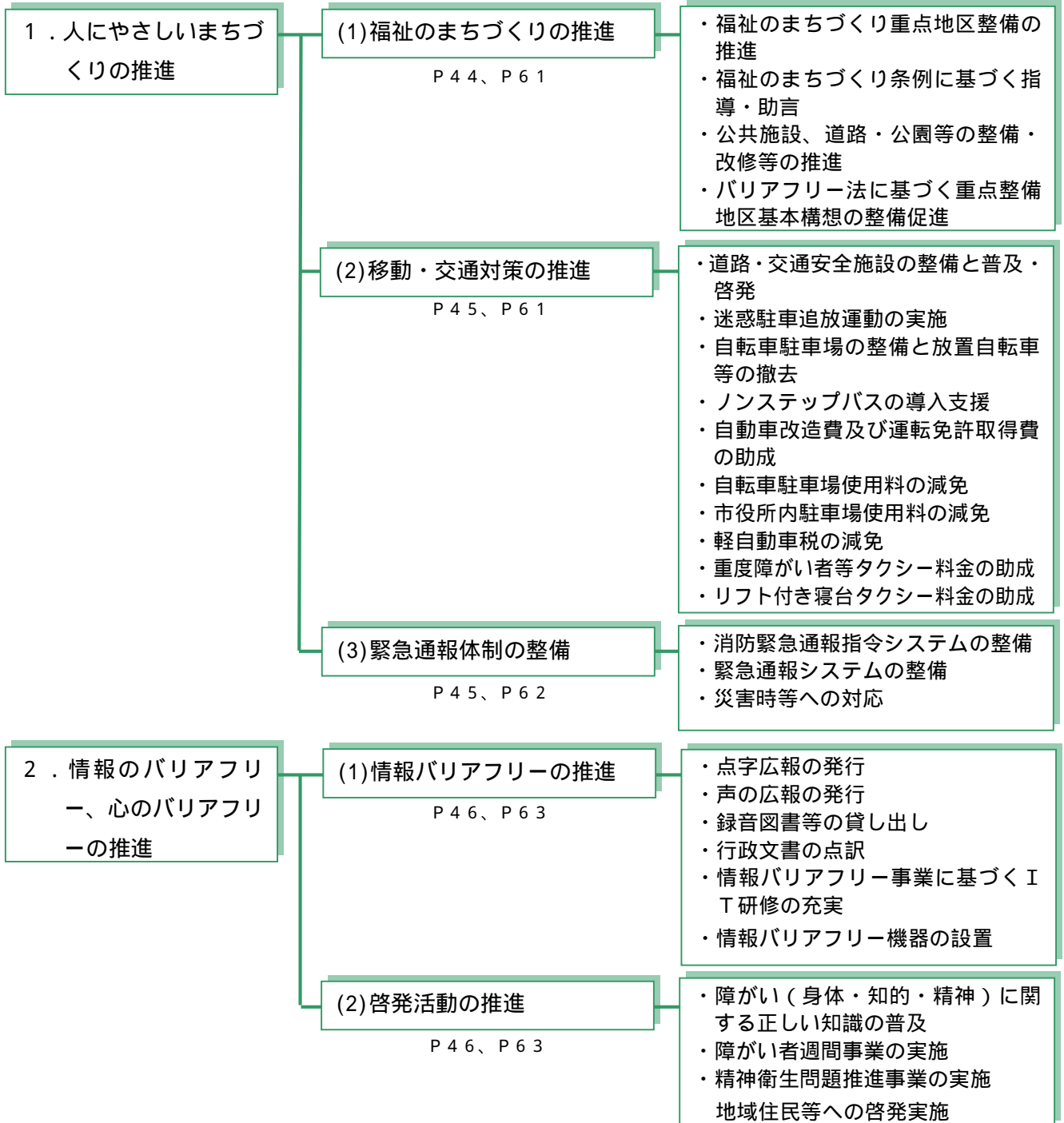


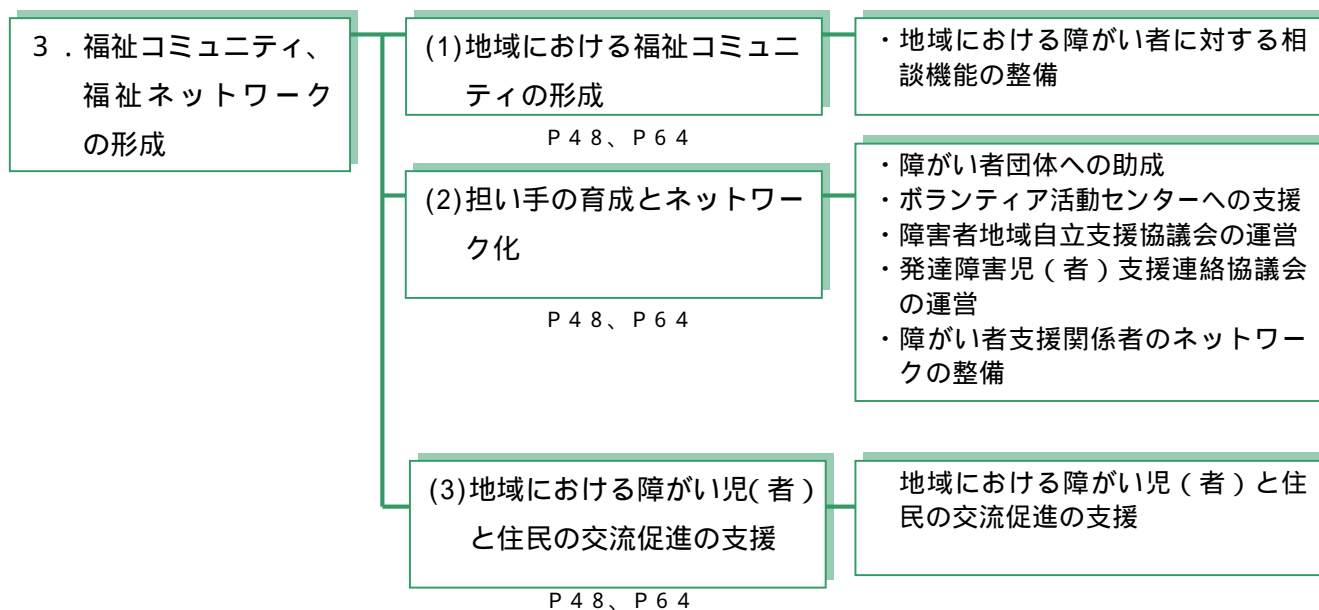


基本目標 2 障がい者の社会参画の促進と生きがいづくり



基本目標3 . とともに支え合う地域づくり





第4章 施策の展開

基本目標1 適切なサービスの提供による生活の基盤づくり

障がい者の日常生活を支える生活支援サービス、保健・医療サービス、その他サービスの質、量を拡充するとともに、利用者の立場に立ったサービス供給体制を整備し、障がい者が地域のなかで自立した生活ができるように支援します。

障がい者が、障がいの特性や自らが望むライフスタイルなどに応じて、自己決定権を行使し、最もふさわしいサービスを受けられるよう、情報提供や相談支援体制の整備充実を図ります。

1. 生活支援施策の充実

【施策の体系】	：前計画策定後実施施策	：本計画新規施策
<p>(1)在宅支援サービスの充実</p> <p>P 30、P 49</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護事業の実施 ・重度障がい者に対する生活支援 ・手話通訳者の設置 ・手話奉仕員の派遣 ・要約筆記者の派遣 ・移動支援事業の実施 ・ショートステイ事業の実施 ・生活介護・地域活動支援センター事業の実施 ・同行援護サービス ・放課後等デイサービス ・児童発達支援事業の実施 ・緊急一時保護事業の実施 ・身体障がい者に対する補助犬による自立・社会参加促進事業 ・友愛訪問活動の推進 ・書籍の郵送による貸し出し ・精神障がい者に対する福祉的支援 ・家庭ごみの戸別収集の実施
<p>(2)日常自立生活訓練等の充実</p> <p>P 31、P 51</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・自立訓練事業の実施 ・福祉ホーム事業の実施
<p>(3)福祉用具の普及促進</p> <p>P 31、P 52</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・補装具費の支給 ・日常生活用具の給付・貸与
<p>(4)経済的支援策の推進</p> <p>P 31、P 52</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設通園費の助成 ・特別障害者手当の支給 ・無年金外国籍障害者等福祉給付金の支給 ・重度心身障害者（児）介護手当の支給 ・特別児童扶養手当の支給 ・児童扶養手当の支給

【現状と課題】

障がい者の地域での生活を支えるため、ホームヘルパーやガイドヘルパー、手話奉仕員、要約筆記者等の派遣、生活介護事業、ショートステイ事業、緊急一時保護事業や生活適応訓練の実施、福祉用具の普及など各種サービスを実施してきました。

障がい者やご家族の生活安定・経済的負担軽減のための施策として、福祉施設通園費の助成、特別障害者手当や、重度心身障害者（児）介護手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当等の支給を行ってきました。

平成 18 年度に障害者自立支援法が施行され、障がいの種別にかかわらず、障がいのある人々が必要とするサービスを受けることができるよう、サービスを利用するための仕組みが一元化され、施設やサービスが再編されました。また、サービス利用者がサービスの利用量と所得に応じた負担（原則 1 割）を行うよう制度の変更がなされましたが、平成 19 年、20 年 9 月、22 年に低所得者の利用負担額を無料とする改正が行われ、サービスの利用が増加しています。

市内の身体がい害者デイサービス施設「ひまわり荘」は、生活介護事業、障がい者地域活動支援センター事業では、介助及び生活適応訓練、講座等のサービスを提供しています。現在、市内には、4 施設で障がい児に対する効果的な指導・訓練を行う児童デイサービスを提供しています。

平成 24 年 4 月から放課後等デイサービス事業が開始されます。

平成 19 年度から、障害児（者）地域生活・支援センターに精神保健福祉士を配置し精神障がい者の支援を充実させました。

障害福祉サービスの短期入所施設として、平成 20 年度に知的障がい者の短期入所施設が新たに開設されました。

ごみステーションまでごみを持ち出すことが困難な身体障がい者（身体障害者手帳の障がい程度が 1 級または 2 級でひとり暮らしをしている人）に対し、戸別収集を実施しています。

身体障がい者が身体機能の維持、向上を図るためには、継続した機能訓練が必要となる場合があります。本市では学齢期～40 歳までの機能訓練の機会が乏しく、このサービスの充実が課題となっています。

重度障がい者に対する生活支援やショートステイ事業などの市内での開設が課題となっています。

手話通訳者や要約筆記者の養成が課題となっています。

【今後の推進方策】

（1）在宅支援サービスの充実

障がい者が住み慣れた地域のなかで、安心して自立した生活を送ることができるよう、障がい者やその家族の多様なニーズに対応した在宅支援サービスの充実に努めます。

身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者（児）に対応した総合的な施策展

開を図ります。具体的には、居宅介護（ホームヘルプ）サービスやショートステイサービス提供基盤の確保・充実、緊急一時保護事業の実施などを推進するとともに、移動支援（ガイドヘルパー派遣）事業、手話奉仕員や要約筆記者の派遣、生活介護事業などにより、在宅障がい者の外出や日常活動を支援します。また、児童発達支援事業（旧名：児童デイサービス事業）、新たな放課後等デイサービス事業により、障がい児の療育指導を充実します。

平成23年10月より実施している「同行援護」サービスを推進していきます。

ひまわり荘での生活介護事業を拡充し、理学療法士による機能訓練の実施を検討します。市内での民間ショートステイ事業所の開設に努めていきます。

手話通訳者養成研修を継続実施するとともに、要約筆記者の養成を検討します。

平成14年度に施行された身体障害者補助犬法に基づき、補助犬の利用の円滑化を図ります。

精神障がい者の社会復帰と自立、社会参加の促進を図るため、精神障がい者に対する福祉的支援施策を充実します。

ごみステーションまでごみを持ち出すことが困難な身体障がい者（身体障害者手帳の障がい程度が1級または2級でひとり暮らしをしている人）に対し、戸別収集を実施します。

（2）日常自立生活訓練等の充実

障がい者の社会的自立を支援するため、障害者自立支援法に基づく生活介護事業や自立訓練事業を実施します。

住居を求めている障がい者に対して、低額で利用できる福祉ホーム事業を継続実施します。

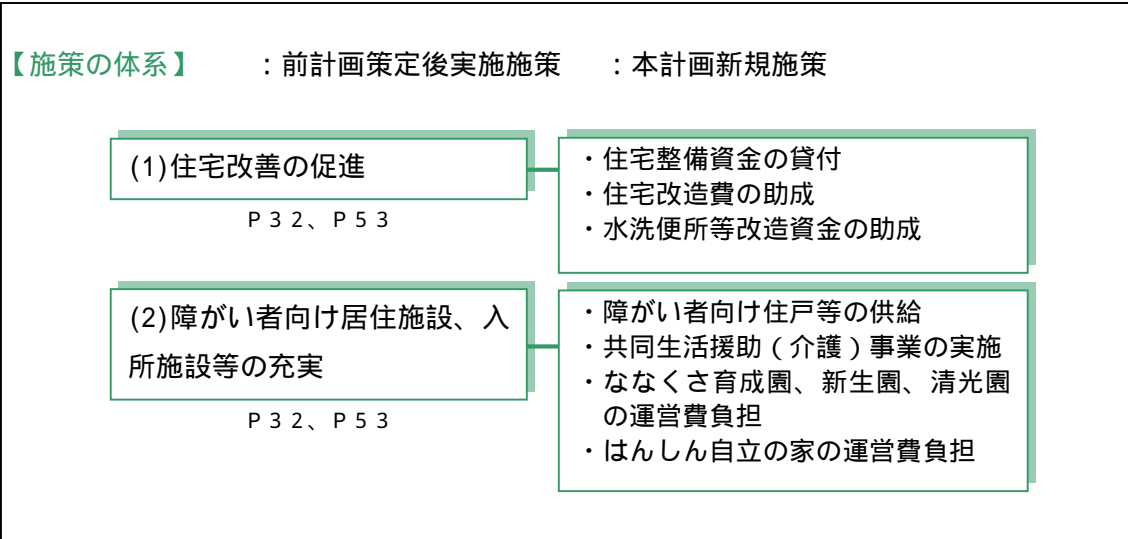
（3）福祉用具の普及促進

重度、重複障がい者等を対象に福祉用具の交付または給付等を行い、日常生活上の便宜を図り、地域社会での活動範囲を広げるなど、障がい者の社会生活上の可能性を広げるための支援を行います。

（4）経済的支援策の推進

障がい者の生活安定、所得保障のための施策として、特別障害者手当の支給や福祉施設通園費の助成、国民年金の制度的な理由により障害年金を受給できない人を対象とした無年金外国籍障害者等福祉給付金の支給、重度心身障害者（児）介護手当の支給など経済的な支援策を推進します。

2. 地域における居住の場の確保



【現状と課題】

障がい者の居住環境を整備するため、住宅改造にかかる助成等を行ってきました。市営住宅においては、9戸の車いす対応の住居を確保し、優先枠を設けています。知的障害者更生施設「ななくさ育成園」「ななくさ新生園」「ななくさ清光園」及び身体障害者療護施設「はんしん自立の家」に対し運営費の一部負担を行ってきました。共同生活援助事業（グループホーム）や共同生活介護事業（ケアホーム）を実施し、障がい者の居住の場の確保に努めてきました。また、同事業経営の安定と新たな開設を目的とする本市独自の助成制度を実施しています。

障がい者が住み慣れた地域において安心して在宅生活を送るためには、住宅のバリアフリー化など、住まいの環境を整えることが重要です。また、障がい者本人や介護者の高齢化とも相まって、自宅での生活が困難な障がい者の増加も見込まれます。このため、障がい者がライフスタイルに応じ、適切な居住の場を選択できるよう、障がい者向けの居住施設や入所施設など、多様な居住の場を質、量ともに充実させることが必要です。

【今後の推進方策】

(1) 住宅改善の促進

障がい者や家族が住む住宅の改善に関する支援策として、住宅改造費の助成、水洗便所等改造資金の助成等を行い、障がい者に配慮した住宅の整備促進を図ります。助成に当たっては、必要に応じ、作業療法士、保健師、建築関係者等との連携を図り、適切な改造方法等についての指導、助言を行います。

(2) 障がい者向け居住施設、入所施設等の充実

障がい者のニーズに応じた多様な生活の場を確保するための施策として、グループホームで生活する知的障がい者・精神障がい者への援助を行う共同生活援助事業、ケアホームで生活する知的障がい者・精神障がい者への援助を行う共同生活介護事業を実施するとともに、社会福祉法人「阪神福祉事業団」及び社会福祉法人「ひょうご障害者福祉事業団」が運営する施設への助成を継続します。

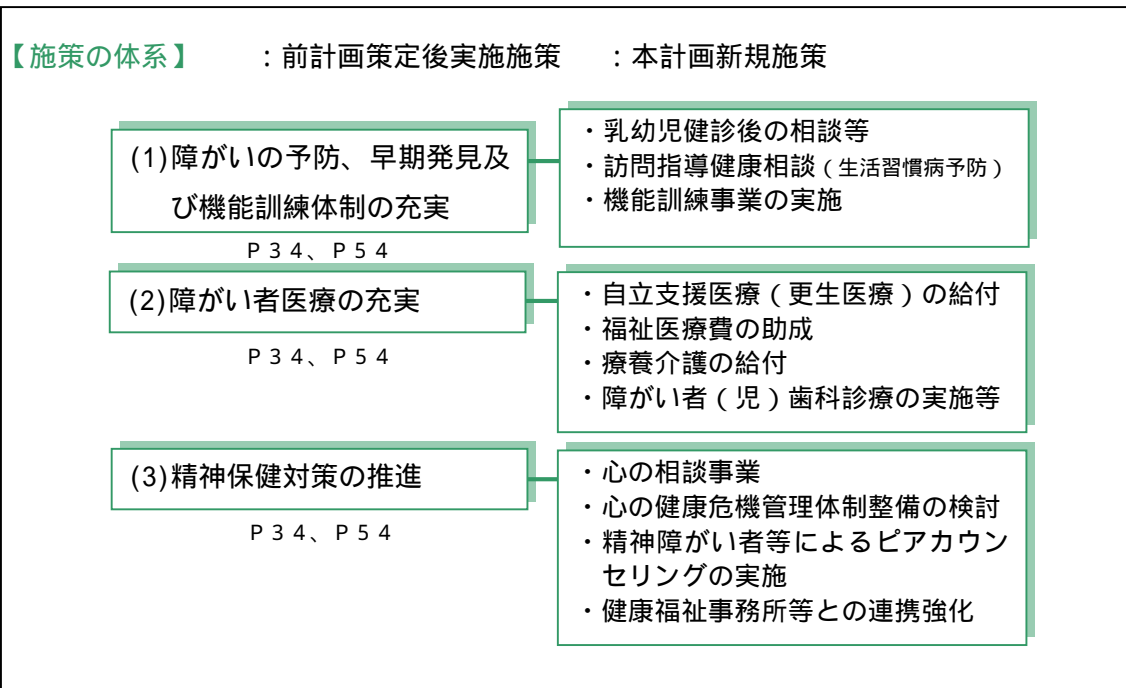
共同生活援助事業（グループホーム）や共同生活介護事業（ケアホーム）の経営の安定と新たな施設の開設に向け、本市独自の助成制度を継続実施します。

障がい者が身近な住み慣れた地域で生活していくための居住の場の充実に向け、入所・通所施設サービスのあり方を総合的に検討します。

市営住宅では、車いす利用者が入居することとなった場合は、改修や住み替えにより可能な限り対応します。

老朽化が進んでいる阪神福祉事業団の「ななくさ育成園」の改築については、分割移転方式による本市への誘致を働きかけます。

3. 保健・医療サービスの充実



【現状と課題】

妊婦、乳幼児、成人及び高齢者に対する健康診査などを通じ、心身の発達異常や疾病の早期発見、障がい起因疾病の予防などに努め、適切な指導や相談及び専門機関の紹介を行っています。

心身の機能が低下している人を対象に、日常生活への自立支援や要介護状態の予防を図るため、機能訓練事業を実施してきました。

障がい者医療については、自立支援医療の給付、療養介護の給付を行ってきました。福祉医療費については、1～2級の身体障がい者(児)、A判定の知的障がい者(児)、1級の精神障がい者(児)の外来入院医療費と3級の身体障がい者(児)、B1判定の知的障がい者(児)、2級の精神障がい者(児)の入院医療費を対象に助成を行っています。

障がい者(児)の歯科診療を週1回実施していましたが、受診者の増加により、対応が困難となってきたため、平成21年度より週1回から2回に拡充しました。

精神障がい者等によるピアカウンセリングの実施と自助グループの育成を行っています。保健・医療分野においては、障がいの予防、早期発見・早期療育、先天性障がいへの対応、中途障がいへの対応など各段階における施策の充実が求められます。

様々な障がいに対応した相談指導体制を充実するとともに、医療機関や関係機関との専門的、広域的な連携を円滑に進め、障がい者がいつでも必要な医療、歯科医療を受けられるような体制を整備していくことが重要です。

精神保健対策では、失業や災害・事故など様々なストレスに対応する心の健康対策や自殺への対策が課題となっています。

【今後の推進方策】

(1) 障がいの予防、早期発見及び機能訓練体制の充実

乳児や幼児については、母子保健指導、乳幼児健診等を通して、障がいの早期発見、早期療育に努めます。高齢者については、一人暮らし高齢者、引きこもり者などへの訪問指導を行い、障がい発生の予防に努めます。

中高年の障がい起因疾病を予防し、機能低下の予防や機能回復を図るための機能訓練事業を実施します。

(2) 障がい者医療の充実

身体障がい者(児)、精神障がい者(児)に対する自立支援医療の給付、障がい者(児)に対する福祉医療費の助成、療養介護の給付などにより障がい者の医療費負担の軽減を図ります。

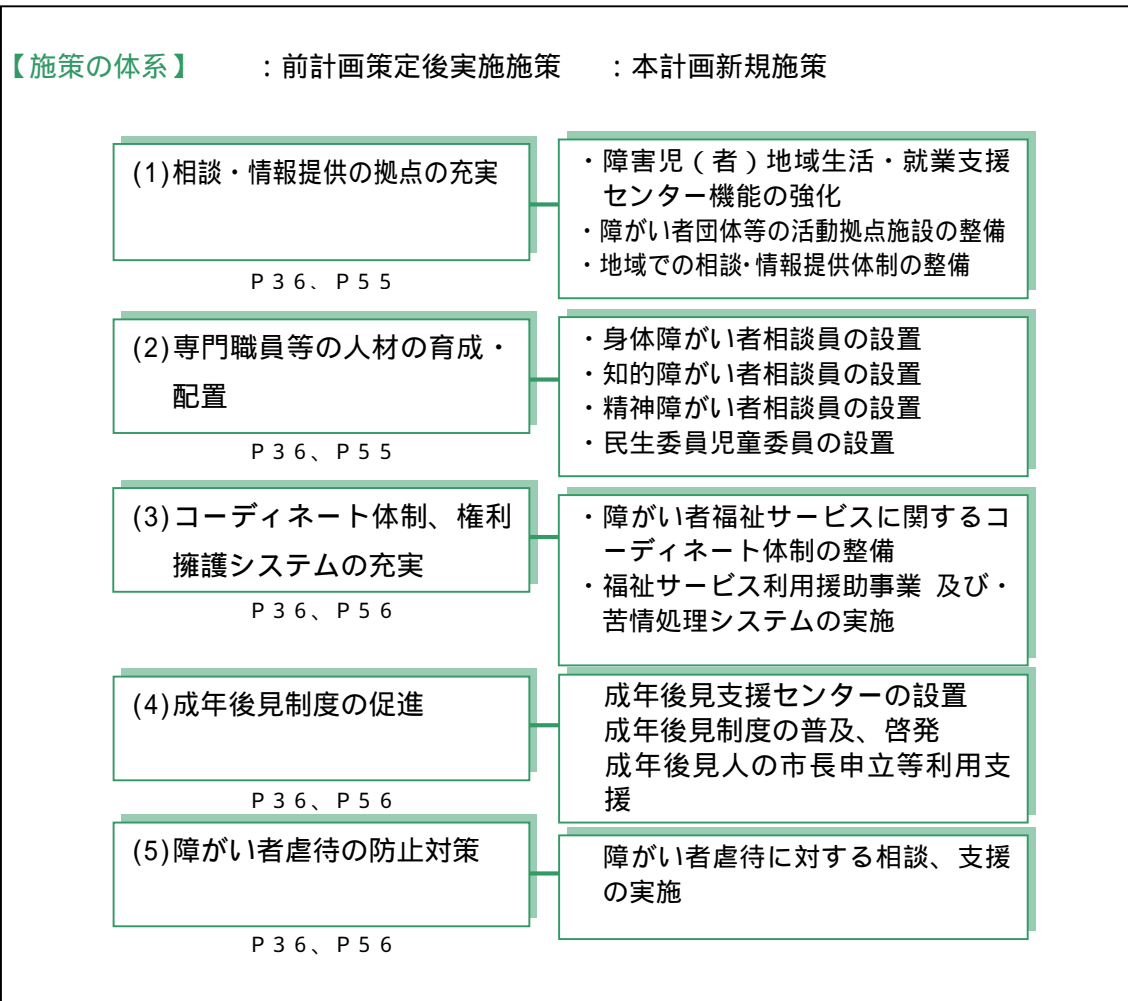
医師会、歯科医師会などとの連携を図りつつ、障がい者に対する身近な医療体制・歯科医療体制の充実に努めます。

(3) 精神保健対策の推進

地域精神保健対策として「心の相談」事業を実施し、心の健康づくりを推進します。また、健康福祉事務所との連携を図り、犯罪や事故の被害者等のPTSD(心的外傷後ストレス障がい)や自殺の防止などに関する心の健康危機管理体制の整備など、新たな施策の充実に努めます。

平成23年度兵庫県精神保健センター主催の尼崎市、伊丹市地区でのピアカウンセリング研修が実施され、今後も研修が実施される予定であれば参加していきます。

4. 相談体制と情報提供の仕組みの整備



【現状と課題】

障害児（者）地域生活・就業支援センターにおいて、障がい者（児）やご家族を対象に、福祉サービスの紹介、外出や就労の相談、専門機関の相談、ピアカウンセリングなどを行ってきました。

総合福祉センターの整備が求められていますが、緊急の課題であった障がい者団体やボランティア等の活動拠点を整備しました。

身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、精神障がい者相談員、民生委員児童委員を設置し、地域での障がい者や家族の相談に応じています。今後、相談員の研修を実施していく必要があります。

障がいの高度化・重複化、障がい者や家族の高齢化、障がい者福祉制度の大幅な変更などに伴い、障がい者や家族の様々な相談に応じ、広範な情報を提供する相談及び情報提供の仕組みを整備する必要性が高まっています。

サービスのコーディネートや権利擁護、苦情処理などのための体制を整備する必要があります。また、就労を支援する体制整備やそのための拠点や相談窓口の充実、人材の育成、配置を進めることが重要です。

障害者自立支援法による福祉サービスや地域生活支援事業について、相談・情報提供の充実が必要です。

平成24年4月から、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員に係る事務が、兵庫県から市に移譲されるため実施体制等の検討が課題です。

【今後の推進方策】

(1) 相談・情報提供の拠点の充実

障害児(者)地域生活・就業支援センターの更なる充実を図り、障がい者(児)やご家族への相談・情報提供機能を一層強化するとともに、障がい者の就労を支援します。また、地域療育支援事業を実施し、外来、訪問等により障がい者一人ひとりの生活や状況に沿って指導・相談を実施します。

地域福祉計画による施策とも連携を図りながら、身近な地域での相談・情報提供体制の整備に努めます。

地域福祉計画「福祉デザイン」ひろば事業のひとつである福祉の相談窓口体制の強化に向けて、障がい児(者)に係る研修を実施していきます。

身体障がい者相談員、知的障がい者相談員の実務が円滑に進むよう取り組みます。

障がい者福祉に関する各種情報の発信に努めます。

(2) 専門職員等の人材の育成・配置

身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、精神障がい者相談員、民生委員児童委員など、障がい者を支援する各種専門職員等の適切な配置を行います。また、これらの人材の資質向上及び新しい障がい者福祉制度などへの理解を深めるための研修等を行い、障がい者や家族に対する相談・情報提供体制の充実を図ります。

(3) コーディネート体制、権利擁護システムの充実

障害者自立支援法のもとで、障がい者が適切なサービスを選択し、組み合わせて利用するための支援策として、障がい者福祉サービスに関するコーディネート体制の整備に努めます。

また、障がい者の権利擁護や苦情解決に関して身近な地域で対応する仕組みを充実します。

(4) 成年後見制度の促進

判断能力が十分でない人の権利を守るため、成年後見支援センターを設置し、成年後見制度の普及、啓発を行うとともに、成年後見人の市長申立等の利用支援に努めます。

(5) 障がい者虐待の防止対策

障がい者虐待防止センターの設置方法等を検討し、地域住民、地域の関係機関へ周知するとともに、地域の関係機関との連絡会議の開催等に努めていきます。

障がい者虐待を予防するため、地域の諸団体(福祉ネットワーク会議、民生委員児童委員、福祉委員会等)や関係機関との連携を深めます。

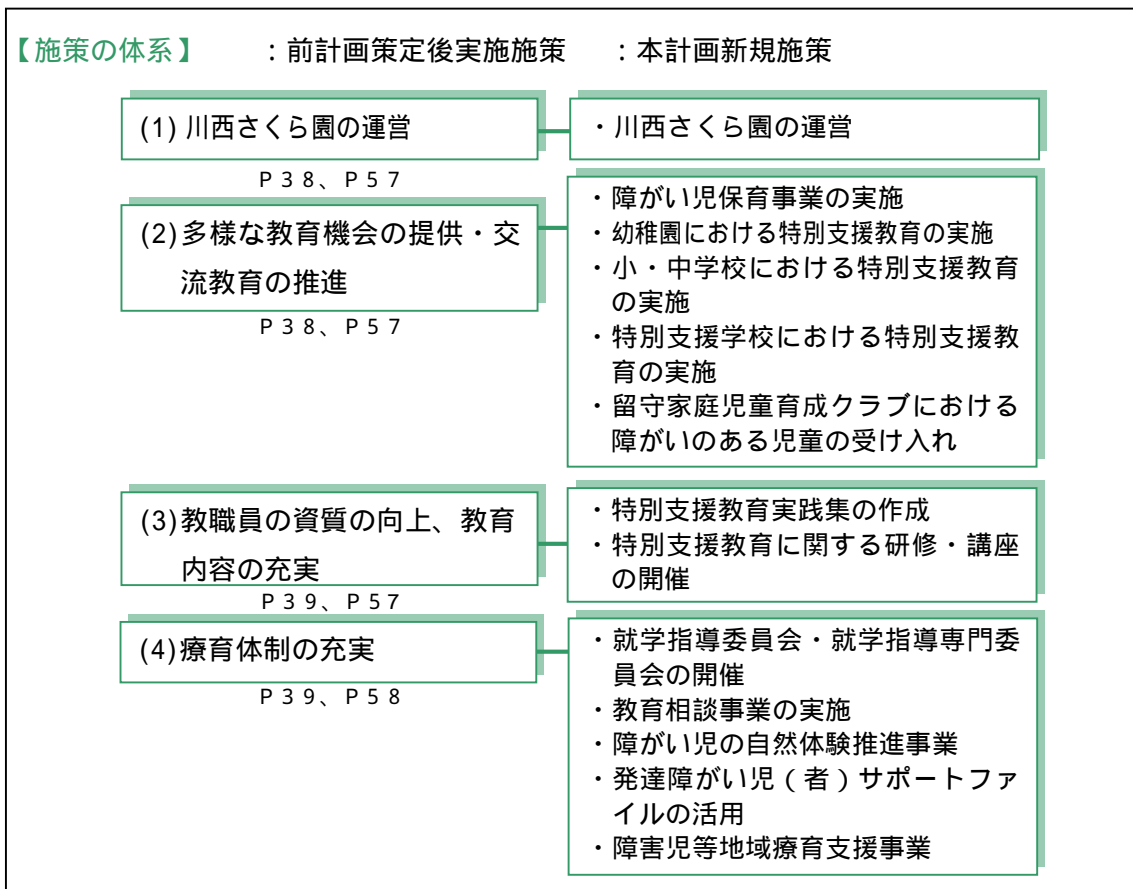
障がい者虐待への正しい理解を深めるため、あらゆる機会を通して啓発を進めます。

基本目標 2 . 障がい者の社会参画の促進と生きがいつくり

障がい者の適性やライフステージに応じた多様な教育・療育環境、雇用・就労環境を整備し、一人ひとりのニーズに対応した教育的支援や障がい者の能力、特性に応じた就労の場や職域の拡大を進めます。

また、障がい者が、一人ひとりの個性と能力を最大限に発揮しながら、ひとりの人間として自立して生活できるよう、趣味活動、社会貢献活動などの様々な活動への参画を促進し、社会参画を通じた交流機会を拡充します。

1 . 教育・療育環境の整備と交流教育の推進



【現状と課題】

就学前の乳幼児への早期対応策としては、子ども発達支援施設川西さくら園の運営により、小学校入学に備えての環境適応性の向上を図ってきました。

障がい児保育事業では、平成 23 年 8 月時点で受け入れ児童数 39 名、加配保育士 26 名です。補助事業として障がい児を受け入れている民間保育所に対して加配保育士の人数に応じて補助金の助成を市単独事業として行っています。

現在各幼稚園では、配慮を必要とする幼児に対して適切な教育を行うとともに、必要に応じて加配教員を配置しています。年々、各幼稚園より加配教員の要望が増加しています。

留守家庭児童育成クラブにおいては、平成23年7月時点で52名の障がいのある児童を受け入れています。

多様な教育機会の提供・交流教育の推進として、幼稚園、小・中学校における特別支援教育の実施、特別支援学級と通常学級間の交流や障がい児保育事業、特別支援学校における特別支援教育の推進、特別支援学校と小・中学校、高等学校、地域の団体間の交流などを推進してきました。

福祉教育については、小・中・特別支援学校においては、副読本「いのち」等を用いて人権教育の一環として行ってきました。

各学校での研修などを行い、教職員の資質向上及び研究の推進を図ってきました。

就学指導については、就学指導委員会で適正な就学指導体制をとるよう努め、さらに卒業後の進路も視野に入れ、福祉施設等との連携も含め指導を進めてきました。学習指導については、障がいの特性、程度や発達等に応じた教育活動の展開を図ってきました。また、交流教育のなかでの学習指導を推進するとともに、障がい児の自然体験推進事業を実施してきました。

地域における療育に関しては、就学指導体制とあわせ教育相談事業を実施し、体制の充実を図ってきました。

障がい児が一人ひとりの価値観やライフスタイル、障がいの程度や特性に応じて、適切な教育を一貫して受けられるよう、就学指導、学習指導など教育・療育に関する支援体制をより一層充実していくことが必要です。

LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥多動性障がい）、自閉症など発達障がいの子どもに適切に対応していくことも必要です。また、交流教育などを通じ、障がい児の社会性を育てるとともに、障がい児への理解を促進していくことが重要です。

【今後の推進方策】

（１）川西さくら園の運営

就学前の障がい児の療育については、児童発達支援センター（旧名：子ども発達支援施設）川西さくら園を運営しています。同施設では、各種訓練、指導、保育、保護者への指導などを行い、家庭と施設が一体となって一人ひとりの個性と障がいの特性に対応した療育を行えるよう体制を整えていきます。

（２）多様な教育機会の提供・交流教育の推進

就学前の障がい児に対しては、保育所、幼稚園において、可能な限り障がい児を受け入れるよう努め、障がい児保育事業、幼稚園における特別支援教育を推進します。

就学年齢に達した障がい児に対しては、小・中学校において、障がい児の実態に応じた特別支援学級の設置に努め、特別支援教育を推進するとともに、特別支援学校における教育を充実します。

留守家庭児童育成クラブにおいて、障がいのある児童の受け入れを、小学6年生まで引き

続き実施します。

それぞれの保育施設・教育施設において、施設内での学級間交流や地域の学校、団体との交流などを促進し、障がいのある子どもとない子どもとの交流機会を増やしていきます。

(3) 教職員の資質向上・教育内容の充実

教職員を対象に、障がい児教育、福祉教育に関する研修・講座を開催するとともに、特別支援教育実践集を作成し、教職員の資質向上と教育内容の充実を図ります。

(4) 療育体制等の充実

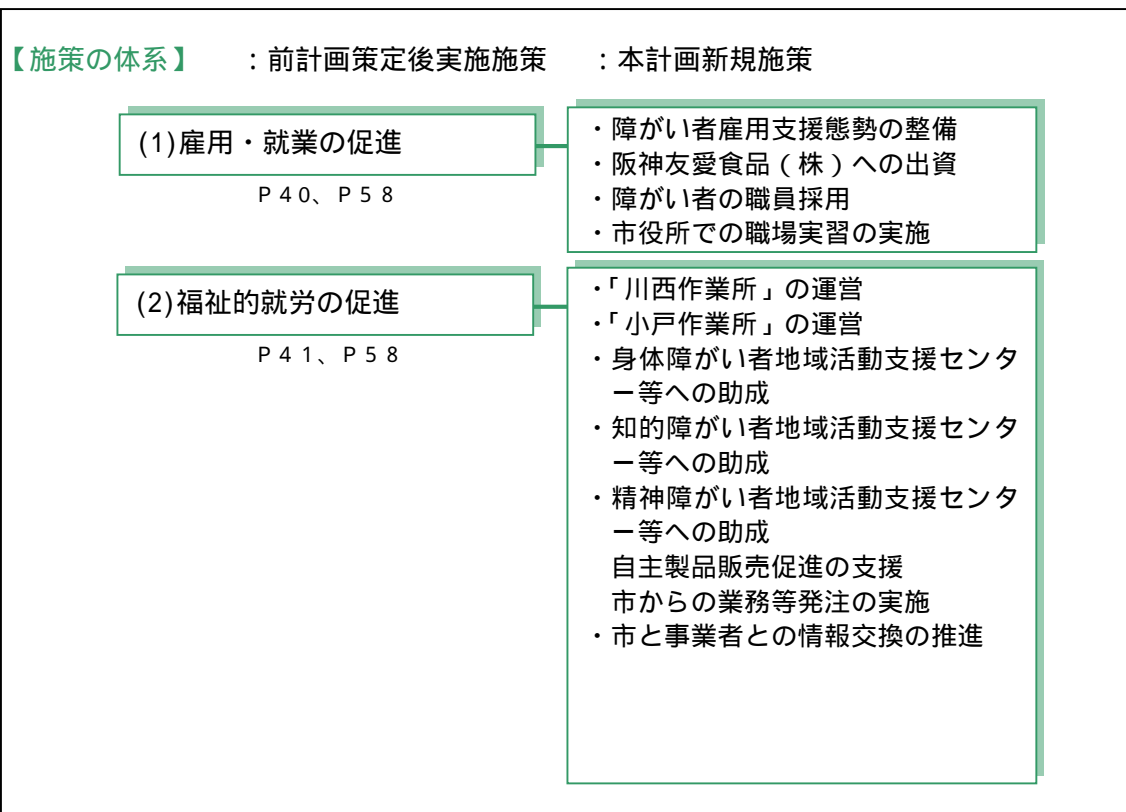
障がい児の状況に応じた就学指導、教育相談を行うなど、療育を支援する体制の充実を図ります。

障がい児の自立の促進などを図るため、自然体験推進事業を実施します。

発達障がい児(者)の情報を時系列的に記載するサポートファイルの検討作成を進めていく予定です。

障害児等地域療育支援事業を継続実施し、外来・訪問等の療育を実施します。

2. 就労支援体制の充実



【現状と課題】

一般就労への支援として、重度障がい者多数雇用事業所と知的障害者能力開発センターを運営する阪神友愛食品（株）に出資してきました。

平成22年度、平成23年度に身体障がい者のみを対象とした採用試験を実施し、身体障がい者の任用拡大に努めています。しかし、受験者数が少ないため、民間企業を含めた身体障がい者の雇用状況等を把握し、採用試験の実施時期、周知方法等を再度検討する必要があります。

また、障害児（者）地域生活・就業支援センターに就労支援担当を配置し、ハローワーク等と連携を図り障がい者の就労支援を行っています。兵庫県阪神北県民局管内の市町とハローワークが連携し、障がい者就労促進大会を開催し、就職面接会や相談の場を提供しています。

障がい者が能力に応じて働くことが可能となるよう、一般就労から福祉的就労まで、多様な就労機会を提供することが求められています。このため、一般企業への啓発とあわせ、市役所をはじめとする公共的施設において、職域を拡充していくことが求められています。就労継続支援B型事業所などの福祉的就労の場に対する支援についても、安定受注への支援やIT関連など特色ある職業訓練への支援を検討するなど、引き続き充実していくことが必要です。

不況やリストラなどの社会的背景からの離職や、雇用後に障がい者となった人の職場復帰対策なども含めた、総合的な雇用支援対策の必要性が高まっています。

障害者自立支援法は、障がい者の就労支援の強化をねらいの一つとしています。これに対応した施策の展開が必要となっています。

平成22年度より「みんなの店実行委員会」による運営で、市役所庁舎内で作業所の自主製品の販売を月2回実施しています。

障がい者の社会参加及び障がい者施設や作業所の活動の活性化などの支援策として、平成22年度より市が行う業務を障がい者施設や作業所に業務委託を行っています。23年度からは、業務の種類を増やし委託しており、今後は可能な限り業務の数を増加し実施する必要があります。

【今後の推進方策】**(1) 雇用・就業の促進**

障がい者の雇用を促進するため、障害児(者)地域生活・就業支援センターやハローワーク、福祉施設などと連携しつつ、職親委託制度、ジョブコーチ制度などの活用を促進し、障がい者雇用の拡大と職場における定着性の向上に努めます。

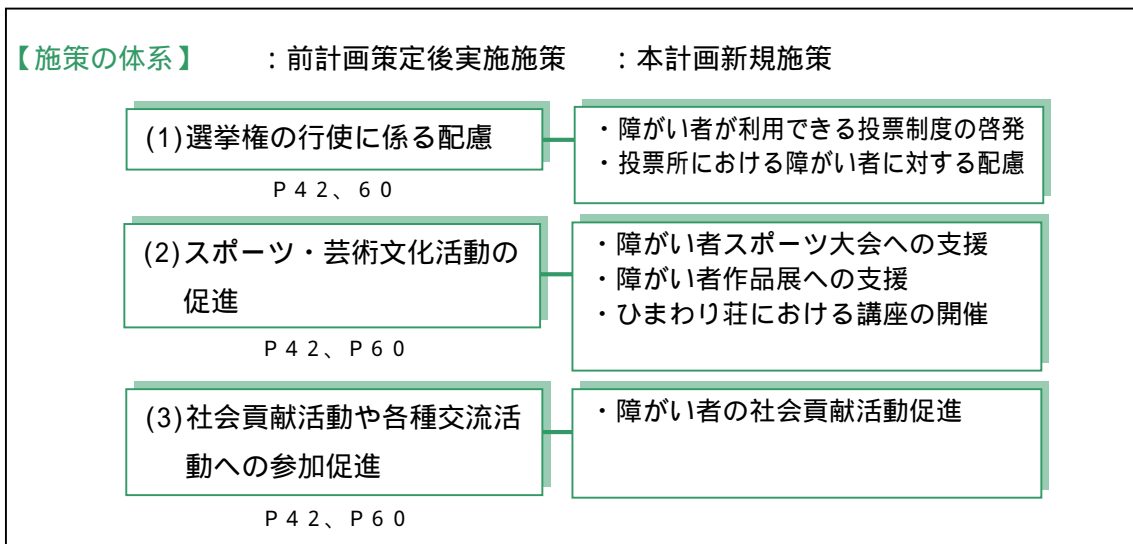
知的障がい者の雇用の受け皿となっている阪神友愛食品（株）への出資を引き続き行うほか、公務職場での採用に向け、どのような職種や雇用形態があるかなどについて関係部署

と検討を一層深めていきます。
市役所での職場実習を実施します。

(2) 福祉的就労の促進

精神障がい者については、社会復帰のための方策について検討を進めます。
自主販売の促進として今後「みんなの店実行委員会」と連携し、販売場所を広げたり、より多くのイベントに参加するなどの実行委員会の取り組みを支援していき、障がい者の社会参加を促すとともに、周囲の理解を広げていきます。
市が行う業務について障がい者施設への委託・発注を行っていきます。
市と事業者との相互理解を図るための情報交換の機会を増やします。

3. 社会参画の促進



【現状と課題】

障がい者の選挙権行使に関して、点字投票、代理投票、不在者投票に関する啓発や投票所における配慮を行ってきました。

スポーツ活動については、障がい者スポーツ大会への支援を行ってきました。

文化活動に関しては、障がい者作品展への支援、ひまわり荘における講座の開催を行ってきました。

障がい者の社会貢献活動として、川西市障害児(者)地域生活・就業支援センターにおいてピアカウンセリングを実施しています。

スポーツ・芸術文化活動の推進に関しては、障がい者向けイベント、講座の開催や情報提供を充実するとともに、スポーツ施設、文化施設等について障がい者が使いやすいよう改善を進め、障がいのない人との交流も含め、幅広い活動機会を創出していくことが望まれます。

障がい者の生きがいづくりや社会参画の促進に関しては、限られたスポーツ・文化活動にとどまらず、各種の娯楽活動や社会貢献活動など様々な活動を支援していくことが必要で

す。

【今後の推進方策】

(1) 選挙権の行使に係る配慮

障がい者の利用できる投票制度についての啓発を続けるとともに、車いす用記載台の設置、車いすの配備、仮設スロープの設置、2階以上の投票所への介助職員の配置などを行い、障がい者の選挙権の行使を促進します。

(2) スポーツ・芸術文化活動の促進

各種イベントや講座の開催及び情報提供を通じ、障がい者がスポーツや文化芸術活動、生涯学習などに参加する機会を拡大し、障がい者の生きがいづくりや住民との交流を促進します。

(3) 社会貢献活動や各種交流活動への参加促進

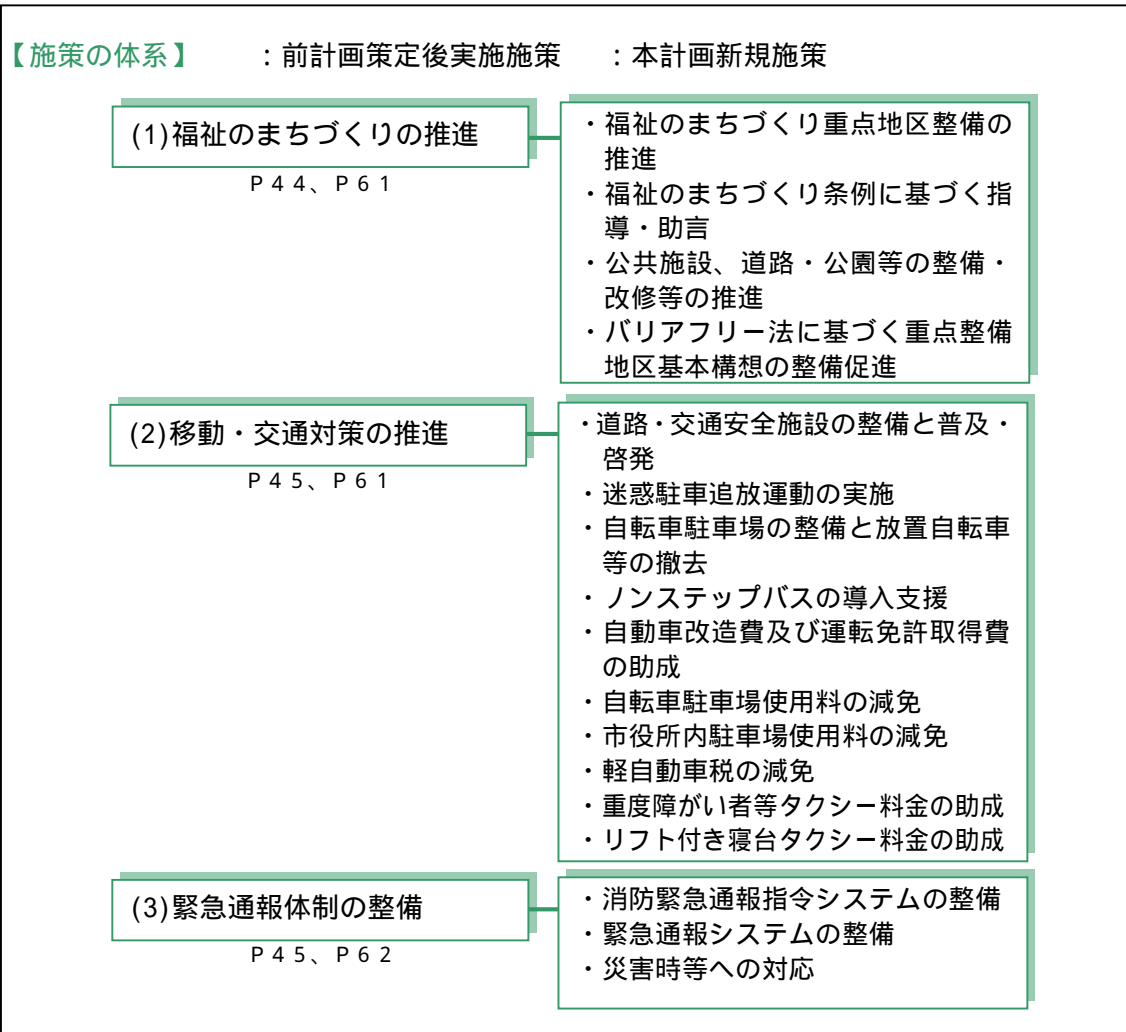
ピアカウンセリングなど障がい者の社会貢献活動への参画を支援し、障がい者が地域社会の一員としての役割を担い、社会的に自立し、地域の担い手として地域社会の活動に参加することを促進します。

障がい者施策の検討や、まちづくり活動などに障がい者が参画する機会を増やしていきます。

基本目標3 . とともに支えあう地域づくり

障がい者の社会参画を促進するため、まちのなかの様々な障壁の除去を進めるとともに、障がいのある人もない人も、世代を超えて、ともに支え合いながら暮らしていく福祉コミュニティづくりを進めるとともに、専門家やボランティア、地域住民等を含めた適切な人材・ネットワークづくりにより、障がい者の自立生活を支援します。

1 . 人にやさしいまちづくりの推進



【現状と課題】

県の「兵庫県福祉のまちづくり条例」に基づき、阪急・能勢電鉄「川西能勢口」駅周辺を福祉のまちづくり重点地区として位置づけています。

新規の民間建築物について「福祉のまちづくり条例」の整備基準に基づく指導・助言を行うとともに、公共施設、道路・公園等の整備・改修等を進めてきました。

能勢電鉄「山下」駅、阪急電鉄「雲雀丘花屋敷」駅、JR「川西池田」駅・「北伊丹」駅でエレベーターの設置への助成を行いました。

平成22年度までに乗降客5,000人/日以上 of 鉄道駅のバリアフリー化の実施、バス車両のノンステップバスの導入目標率は達成しました。

社会資源の整備として、公共施設、道路、公園等の障がい者に配慮した整備改良、歩道の段差切り下げなど、道路・交通安全施設の整備を進めてきました。

平日早朝、川西能勢口駅・JR川西池田駅周辺において、社団法人シルバー人材センターによる放置自転車等の指導業務を継続して実施しており、市民の自転車駐輪におけるマナー向上に一定の効果が上がっています。

自動車改造費及び運転免許取得費の助成、軽自動車税の減免、駐車場、自転車駐車場の使用料の減免、タクシー料金の助成、リフト付き寝台タクシー料金の助成などの施策を実施してきました。

緊急通報装置及び福祉ファックス利用者の情報は、ほぼリアルタイムで関係部署より連絡を受けデータ更新をしています。災害受信時、即座に対応できるよう、継続して緊急通報システムのデータ維持管理に努めます。

平成18年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」及び「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が統合され、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が制定されました。同法をもとに、障がい者の社会参加や地域交流などの活動を促進するため、まちや公共的建築物の物理的な障壁をなくすバリアフリー化をさらに進めていく必要があります。同法に基づき第2期基本構想を策定しました。

障がい者の移動・交通手段の確保に対する各種の経済的支援を継続するとともに、ノンステップバスの導入をさらに進めるなど、多様な移動手段を確保することが必要です。まちのバリアフリー情報を様々な形で提供していくことも重要です。

交通機関のターミナルでは、身体障がい者のためのエレベーターやスロープの設置のみならず、視覚障がい者や聴覚言語障がい者と駅関係者とのコミュニケーション機器の整備が求められています。

災害時には一人で避難できない障がい者が多数生じることが予想されることから、災害時などの支援体制の充実を図ることが課題となっています。

【今後の推進方策】

（1）福祉のまちづくりの推進

障がいのあるなしにかかわらず、だれもが活動しやすい都市環境を整備するため、バリアフリーを促進する重点整備地区基本構想の実現に努めます。

鉄道駅周辺や道路、公園、公共的施設など人の集まる場所を中心とした環境整備、及び福祉のまちづくり条例やバリアフリー新法に基づく建築物への指導・助言を行い、まちのバリアフリー化を進めます。

(2) 移動・交通対策の推進

迷惑駐車、迷惑駐輪等の解消や交通安全施設の整備による安全な移動・交通の確保を行うとともに、バリアフリー情報の発信などにより、だれもが安全に移動できる環境の整備を進めます。

ノンステップバスの運行については、平成32年時点の導入目標値が70%となったことから、さらに導入が必要なため、今後も推進していく予定です。

障がい者等を対象とした自動車改造費及び運転免許取得費の助成、軽自動車税の減免、市役所内駐車場、自転車駐車場の使用料の減免、タクシー料金の助成、リフト付き寝台タクシー料金の助成など、移動に関する経済的負担の軽減策を引き続き実施します。

(3) 緊急通報体制の整備

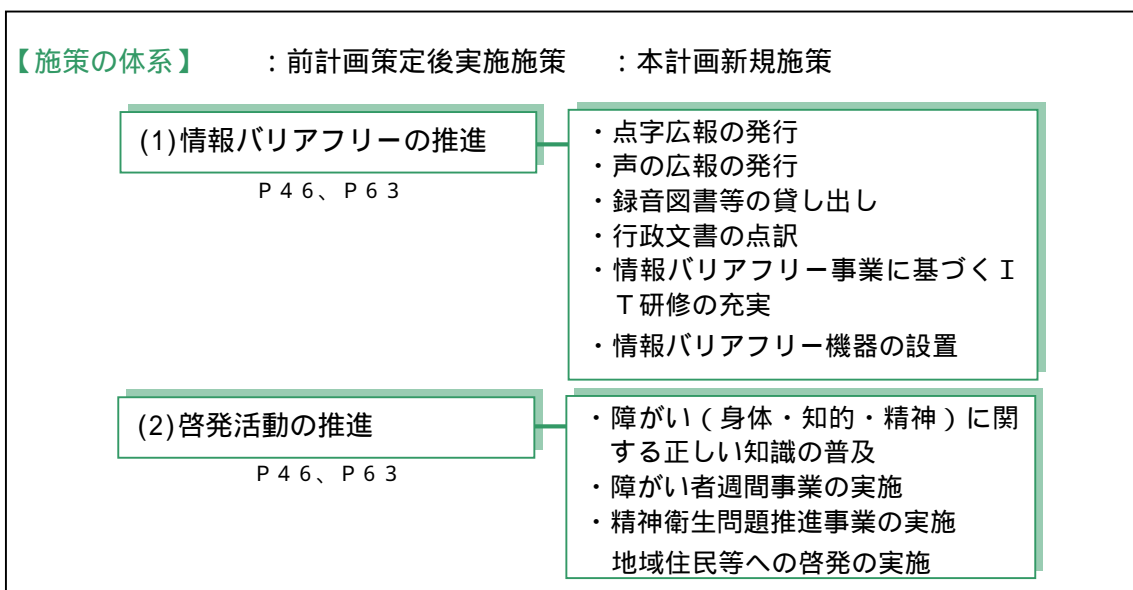
緊急通報装置及び福祉ファックス利用者の情報は、災害受信時、即座に対応できるよう、継続して緊急通報システムのデータ維持管理に努めます。

緊急時の連絡方法として携帯電話のメール通信を活用するため、緊急連絡先のメールアドレスを情報提供します。

災害時要援護者リストや災害時における地域の役割など、災害時における障がい者の支援態勢の整備を進めます。

具体的には、地域で実施されている防災訓練に災害時要援護者支援の訓練を組み込んでいただくこと、また地震・大雨を想定した図上訓練の実施をとおして、いざ災害発生時に災害時要援護者をいかに安全な地域、避難所に誘導していくのか検討していきます。災害時要援護者支援体制が、実質的に稼働できるよう取り組んでいきます。こうした取り組みを通して災害発生時に地域、行政が密なる連携のもとに支援を進めていきます。

2. 情報のバリアフリー、心のバリアフリーの推進



【現状と課題】

点字広報の発行、声の広報の発行、点字図書等の貸し出し、行政文書の点訳を行ってきました。また、パソコンの使い方に関する講座等を行ってきました。

障がい者週間事業及び精神衛生問題推進事業の実施により、障がい者に対する市民の理解を得るための啓発活動を行ってきました。

障がいの有無にかかわらず、ともに生きる社会を形成していくために、情報不足や理解不足で障がい者が不利益を受けないように、物理的なバリアフリー化とあわせ、情報のバリアフリー化、心のバリアフリー化を進めていくことが重要です。

すべての人が、人として認め合える社会を形成するためには、行政主体による各種の啓発活動だけでなく、幼少時からの福祉、人権教育や交流教育の推進、身近な地域での啓発活動や障がい者自身による情報発信の継続など、障がい者を含めた交流機会を様々な場面で増やしていくことが重要です。

市内の「地域活動支援センター」において実施している身体障がい者に対するパソコン講座に、補助金を交付するなどの支援を行っています。

国の補助金を活用し、視覚、聴覚障がい者の情報バリアフリー化に向け、市役所窓口や市政情報コーナーに、文字拡大器や音声読書機器等を設置しました。その機器について広く周知を図る等、一層の活用に努めていきます。

【今後の推進方策】

(1) 情報バリアフリーの推進

障がい者が適切な情報を入手できるよう、点字広報、声の広報の発行、行政文書の点訳など行政情報等のバリアフリー化を進めます。点字図書や録音図書の貸し出しを行うとともに、パソコン講座の実施や周辺機器整備に関する助成などを実施します。

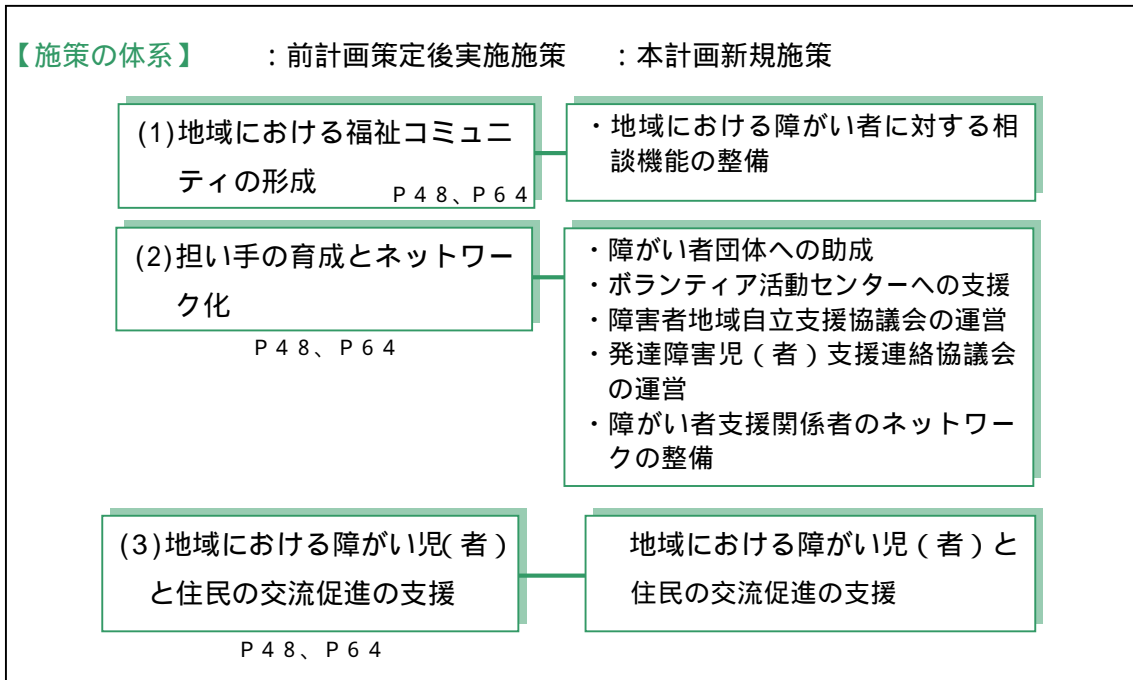
視覚障がい者及び聴覚言語障がい者の情報バリアフリーの一環として、市窓口の情報機器を設置します。

(2) 啓発活動の推進

様々な機会を通じ、障がいに関する正しい知識を普及させることにより、障がい者に対する市民の理解を深め、心のバリアフリー化を進めます。このため、障がい者週間事業や精神衛生問題推進事業の実施をはじめとする各種啓発活動を推進し、すべての人の人権が擁護されるよう努めます。

障がい児(者)が地域で安心して暮らせるよう、障がい児(者)の現状等の理解を深めるため、地域住民等への啓発活動を実施していきます。

3. 福祉コミュニティ、福祉ネットワークの形成



【現状と課題】

地域に即した福祉サービスを提供する、ふれあいのまちづくり事業に対する助成を行ってきました。

障がい者の自立と社会参加を促進するため、障がい者団体への助成を行っています。また、市民のボランティア活動の拠点であるボランティア活動センターに対し助成を行ってきました。

小学校区ごとに、行政、地域住民、団体等が連携し、地域福祉を推進する「福祉デザインひろば」づくり事業を実施し、その中で障がい者や家族などが相談できる窓口を設置します。

障がい者福祉の担い手となる人材や組織の育成とネットワーク化により、地域福祉力を高めるとともに、市内や阪神北圏域などにおける、人材や施設等との連携を適切に進めていくことが重要です。

相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として自立支援協議会を設置しました。

発達障がい児への分野横断的な支援を行うため、発達障害児支援連絡協議会を設置しました。

サービス提供事業者間の情報交換機会の拡大・充実が望まれています。

【今後の推進方策】

(1) 地域における福祉コミュニティの形成

地域福祉の拠点となる「福祉デザインひろば」づくり事業を推進するとともに、地域の福祉ネットワークのなかでの障がい者や家族の支援体制の整備を行います。

また地域住民の相談窓口体制強化に向けて障がい児(者)に係る研修を進めていきます。

(2) 担い手の育成とネットワーク化

障がい者団体やボランティアの活動拠点の整備や助成などの支援を行います。また、「パレットかわにし」内の「市民活動センター」では、ボランティア・NPO等人材の育成など、ネットワーク化を支援します。

障がい者に関わる団体や事業者、関係行政機関などで構成する障害者地域自立支援協議会の活動を通し、障がい者への支援体制の整備を推進します。

発達障害児支援連絡協議会の活動を通し、発達障がい児への横断的で継続的な支援を行います。

サービス事業者や障がい者団体など障がい者支援関係者のネットワーク化を検討します。また必要に応じてワークショップを実施していきます。

(3) 地域における障がい児(者)と住民の交流促進の支援

地域で障がい児(者)が地域住民として安心して暮らせるよう地域との交流が必要です。

そのためには、地域での障がい児(者)がいつでも立ち寄れる、集える「居場所づくり」、

また、地域住民と協力しあってさまざまな行事参加の促進、交流の機会を創出、拡大していくことが求められています。こうした地域での障がい児(者)、地域住民の取組みの相談、支援を行っていきます。

第5章 施策一覧

基本目標1 . 適切なサービスの提供による生活の基盤づくり

1 . 生活支援施策の充実

(1)在宅支援サービスの充実

事業名	事業概要			担当部局
居宅介護事業の実施	心身の障がいのため、日常生活を営むのに支障がある障がい者または心身障がい児(者)の家族に対し、ホームヘルパーを派遣し、適切な家事・介護を行うことにより、生活の安定等に寄与するなどその援護を図る。			健康福祉部 障害福祉課
月間サービス見込み量	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	1,770時間 (109人)	1,889時間 (123人)	2,016時間 (138人)	
重度障がい者に対する生活支援	重度の障がいのために日常生活を営むのに著しい障がいがある人に重度障がい者等包括支援や重度訪問介護、行動援護などのサービスを活用することにより、適切な家事・介護を行い、生活の安定等に寄与するなどその援護を図るとともに、市内での事業所の開設に努める。			健康福祉部 障害福祉課
手話通訳者の設置 (コミュニケーション支援事業)	聴覚障がい者、音声・言語機能障がい者の家庭生活や社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行うため、福祉事務所に手話通訳者を設置する。			健康福祉部 障害福祉課
手話奉仕員の派遣 (コミュニケーション支援事業)	聴覚障がい者や音声・言語機能障がい者が外出する時などに円滑な意思疎通を図るため、手話奉仕員を派遣する。また、手話奉仕員の養成に努める。			健康福祉部 障害福祉課
要約筆記者の派遣 (コミュニケーション支援事業)	聴覚障がい者や音声・言語機能障がい者のうち、手話や口話ができない人が外出する時などに円滑な意思疎通を図るため、要約筆記者を派遣する。また、要約筆記者の養成に努める。			健康福祉部 障害福祉課
年間サービス見込み量	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
手話通訳・要約筆記者派遣事業(利用実人数)	45人	48人	51人	
移動支援事業の実施	屋外での移動が困難な視覚障がい者や全身性障がい者、知的障がい者、精神障がい者が外出する時に、ガイドヘルパーを派遣する。			健康福祉部 障害福祉課
年間サービス見込み量	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
事業所数	35箇所	39箇所	44箇所	

事業名		事業概要		担当部局
	利用実人数	197人	207人	217人
	延べ利用時間数	37,383時間	39,273時間	41,163時間
ショートステイ事業の実施	保護者や家族が、疾病・事故・出産・冠婚葬祭等により障がい者を介護できなくなったときや、休養等により介護ができなくなったときに、施設において一時的に保護する。また、身近なところでのサービスの提供が受けられるよう、市内でのショートステイ事業の実施を図る。		健康福祉部 障害福祉課	
	月間サービス見込み量	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	短期入所	370人日分 (55人)	370人日分 (57人)	370人日分 (60人)
生活介護・地域活動支援センター事業の実施	障がい者の生きがいを高め、日常生活の支援を図るため、企業等で就労することが困難な障がい者に、創作活動・軽作業・機能訓練・入浴等の事業を行う。また、ひまわり荘での生活介護事業を拡充し、理学療法士による機能訓練の実施を検討する。		健康福祉部 障害福祉課	
	月間サービス見込み量	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	生活介護	3,848人日分 (193人)	4,194日分 (201人)	4,541人日分 (210人)
	地域活動支援センター事業	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	基礎的事業のみを実施する事業所(実施箇所数)	8箇所	8箇所	9箇所
	機能強化事業を合わせて実施する事業所(実施箇所数)	2箇所	2箇所	2箇所
同行援護事業の実施	視覚障がいにより、移動に著しい困難がある障がい者等に、外出時における移動の同行や移動に必要な情報を提供するなどのサービスを提供する。		健康福祉部 障害福祉課	
	同行援護事業の実施	平成24年度	平成25年度	平成26年度
		15人	18人	21人
放課後等デイサービス事業の実施	学童通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進する。		健康福祉部 障害福祉課	
	年間サービス見込み量	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	放課後等デイサービス事業	2,100人日分 (10人)	2,100人日分 (10人)	2,100人日分 (10人)
児童発達支援事業の実施	障がい児が日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適應することができるよう、当該障がい児の身体及び精神の状況並びにその置		健康福祉部 障害福祉課	

事業名	事業概要	担当部局								
	かかれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行う。									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>月間サービス見込み量</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童発達支援事業</td> <td>2,437人日分 (47人)</td> <td>2,472人日分 (58人)</td> <td>2,515人日分 (72人)</td> </tr> </tbody> </table>	月間サービス見込み量	平成24年度	平成25年度	平成26年度	児童発達支援事業	2,437人日分 (47人)	2,472人日分 (58人)	2,515人日分 (72人)	
月間サービス見込み量	平成24年度	平成25年度	平成26年度							
児童発達支援事業	2,437人日分 (47人)	2,472人日分 (58人)	2,515人日分 (72人)							
緊急一時保護事業の実施	保護者が冠婚葬祭等により障がい者を介護することが極めて困難になった場合に、「ひまわり荘」と「ハピネス川西デイサービス」において一時的に障がい者を保護する。	健康福祉部 障害福祉課								
身体障がい者に対する補助犬による自立・社会参加促進事業	身体障がい者の補助犬（聴導犬は耳の不自由な人の代わりとなって、日常生活を手助けするよう訓練された犬、盲導犬は目の不自由な人の目になって、歩行の安全を確保するよう訓練された犬、介助犬は肢体の不自由な人の手となり、足となって動作を助けるように訓練された犬）を提供し、障がい者の自立や社会参加促進を支援する。	健康福祉部 障害福祉課								
友愛訪問活動の推進	各種の相談に応じるなど、訪問者との対話を通じてやすらぎや生きがいを感じてもらうことを目的とし、ひとり暮らしの高齢者等を訪問する。	健康福祉部 長寿・介護保険課								
書籍の郵送による貸し出し	外出困難な身体障がい者に対し、郵送により書籍の貸し出しを行う。	教育振興部 中央図書館								
精神障がい者に対する福祉的支援	精神障がい者に関する問題全般についての相談、指導、助言、精神障がい者福祉サービスの利用の助言、関係施設との連絡調整を行い、精神障がい者の社会復帰と自立、社会参加の促進を図る。今後、相談支援機能の充実に努める。	健康福祉部 障害福祉課								
家庭ごみの戸別収集の実施	ごみステーションまでごみを持ち出すことが困難な身体障がい者（身体障害者手帳の障がい程度が1級または2級でひとり暮らしをしている人）に対し、戸別収集を実施する。	美化推進部 美化業務課								

(2) 日常自立生活訓練等の充実

事業名	事業概要	担当部局												
自立訓練事業の実施	心身の障がい著しい重度・重複等により就業が困難な状況にある障がい者に、軽易な身体行動を伴う運動、趣味等を介助指導することにより、日常生活の円滑化と既存機能の向上、退行防止を図る。	健康福祉部 障害福祉課												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>月間サービス見込み量</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自立訓練(機能訓練)</td> <td>23人日分 (2人)</td> <td>24人日分 (2人)</td> <td>25人日分 (2人)</td> </tr> <tr> <td>自立訓練(生活訓練)</td> <td>88人日分 (4人)</td> <td>95人日分 (4人)</td> <td>103人日分 (4人)</td> </tr> </tbody> </table>	月間サービス見込み量	平成24年度	平成25年度	平成26年度	自立訓練(機能訓練)	23人日分 (2人)	24人日分 (2人)	25人日分 (2人)	自立訓練(生活訓練)	88人日分 (4人)	95人日分 (4人)	103人日分 (4人)	
月間サービス見込み量	平成24年度	平成25年度	平成26年度											
自立訓練(機能訓練)	23人日分 (2人)	24人日分 (2人)	25人日分 (2人)											
自立訓練(生活訓練)	88人日分 (4人)	95人日分 (4人)	103人日分 (4人)											

事業名	事業概要	担当部局
福祉ホーム事業の実施	住居を求めている障がい者に対して、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する。	健康福祉部 障害福祉課

(3) 福祉用具の普及促進

事業名	事業概要	担当部局		
補装具費の支給	身体上の障がいを補い、日常生活を容易にしたり、障がい児が将来社会人として自立するための素地を育成するために必要な補装具の交付または修理を行う。	健康福祉部 障害福祉課		
日常生活用具の給付・貸与	障がいのある人が自力で日常生活を営むことの便宜を図るため、障がいの種類や程度に応じて日常生活用具の給付または貸与を行う。必要がある場合は、品目等の見直しを行う。	健康福祉部 障害福祉課		
	年間延べ支給見込み件数	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	介護・訓練支援用具	10件	11件	13件
	自立生活支援用具	27件	29件	32件
	在宅療養等支援用具	23件	24件	25件
	情報・意思疎通支援用具	33件	35件	40件
	排泄管理支援用具	2,762件	2,912件	3,062件
	居宅生活動作補助用具	1件	1件	1件

(4) 経済的支援策の推進

事業名	事業概要	担当部局
福祉施設通園費の助成	障がい者施設、小規模作業所等への通所者に対し交通費を助成することにより、経済的負担の軽減を図る。	健康福祉部 障害福祉課
特別障害者手当等の支給	重度障がいのため、日常生活に介護を要する人を対象に、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当（経過措置分）を支給する。	健康福祉部 障害福祉課
無年金外国籍障害者等福祉給付金の支給	在日外国人及び海外に長期滞在したことのある日本人で、国民年金の制度的な理由により障害年金を受給できない重度・中度障がい者に、給付金を支給する。	健康福祉部 障害福祉課
重度心身障害者（児）介護手当の支給	日常生活において常時介護を要する重度心身障がい者（児）を介護する人に、介護手当を支給する。	健康福祉部 障害福祉課
特別児童扶養手当の支給	身体または精神に中度から重度の障がいがある20歳未満の児童を監護する人を対象に、特別児童扶養手当を支給する。	こども部 子育て・家庭支援課

事業名	事業概要	担当部局
児童扶養手当の支給	18歳未満の児童(心身に特別児童扶養手当2級に該当する程度以上の障がいがある場合は20歳未満)がいる家庭で、父または母に極めて重度の障がいがある場合、父または母に代わって児童を養育している人を対象に児童扶養手当を支給する。	こども部 子育て・家庭支援課

2. 地域における居住の場の確保

(1) 住宅改善の促進

事業名	事業概要	担当部局
住宅整備資金の貸付	高齢者や障がい者又はそれらの人と同居する世帯に対して、居住環境を改善するため、専用居室などの改築や改造等をするために必要な資金の貸付を行う。	健康福祉部 障害福祉課 長寿・介護保険課
住宅改造費の助成	高齢者または障がい者が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送ることができる住環境を整備するため、障がい者等に対応した既存住宅の改造等に要する経費を助成する。今後、作業療法士・保健師・建築関係者等による指導を推進する。	健康福祉部 障害福祉課 長寿・介護保険課
水洗便所等改造資金の助成	水洗便所に身体障がい者用付属器具を設置する人に、その費用を助成する。	上下水道局 給排水設備課

(2) 障がい者向け居住施設、入所施設等の充実

事業名	事業概要			担当部局
障がい者向け住戸等の供給	市営住宅において、車いす使用者向け住戸を供給するとともに、市営住宅への優先入居枠の設定に努める。			都市整備部 住宅管理課
共同生活援助(介護)事業の実施	グループホームやケアホームで生活する知的障がい者、精神障がい者に、日常生活における援助等を行うことにより、自立生活を助長する。施設の経営の安定と新たな施設の開設が進むよう、本市独自の補助制度を実施している。			健康福祉部 障害福祉課
	月間サービス見込み量	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	共同生活援助 共同生活介護	37人分	41人分	46人分
ななくさ育成園、新生園、清光園の運営費負担	社会福祉法人阪神福祉事業団が運営する知的障害者更生施設「ななくさ育成園」「ななくさ新生園」「ななくさ清光園」に対し、運営費の一部を負担する。また「ななくさ育成園」の改築については、分割移転方式による本市への誘致を働きかけていく。			健康福祉部 障害福祉課

事業名	事業概要	担当部局
はんしん自立の家の運営費負担	社会福祉法人ひょうご障害者福祉事業団が運営する身体障害者療養施設「はんしん自立の家」に対し、運営費の一部を負担する。	健康福祉部 障害福祉課

3. 保健・医療サービスの充実

(1) 障がいの予防、早期発見及び機能訓練体制の充実

事業名	事業概要	担当部局
乳幼児健診後の相談等	乳幼児健康診査等で、必要と思われる乳幼児を対象に身体精密、心理相談、幼児精神精密健診、在宅要観察児等、親子遊び教室などで、他機関への紹介や専門職による適切な支援、相談を行う。また、必要に応じてこれら対象者への訪問指導を行う。	健康福祉部 健康づくり室
訪問指導 健康相談（生活習慣病予防）	障がい発生を予防する観点から保健師等が健康相談や家庭訪問で本人及び家族へ必要な保健指導を行い、生活習慣病を予防し、心身機能の低下を防止する。	健康福祉部 健康づくり室 長寿・介護保険課
機能訓練事業の実施	40歳以上で心身機能が低下した人を対象に、日常の自立訓練と助言・指導を行う。（機能訓練）心身機能の低下により生じる閉じこもりや孤立等の社会的障がいの回復または予防に重点を置いた訓練を行う。（介護予防事業）	健康福祉部 健康づくり室 長寿・介護保険課

(2) 障がい者医療の充実

事業名	事業概要	担当部局	
自立支援医療（更生医療）の給付	身体障がい者が更生するために必要な医療であり、その障がいを除去、または軽減して職業能力を増進したり、日常生活をたやすくするための医療を給付する。	健康福祉部 障害福祉課	
福祉医療費の助成	身体障がい者（児）、知的障がい者（児）及び精神障がい者（児）の医療費の一部を助成する。	健康福祉部 保険年金課	
療養介護の給付	進行性筋萎縮症者等に対し、療養にあわせて必要な訓練、生活指導を行う。	健康福祉部 障害福祉課	
月間サービス見込み量	平成24年	平成25年度	平成26年度
療養介護	1人分	1人分	1人分
障がい者（児）歯科診療の実施等	一般の歯科診療所では治療が困難な障がい者（児）を対象に、ふれあい歯科診療所において障がい者（児）歯科診療を実施する。	健康福祉部 健康づくり室	

(3) 精神保健対策の推進

事業名	事業概要	担当部局
心の相談事業	ノイローゼや日常生活のストレス、引きこもり等で、精神に障がいを来す恐れのある人及びその家族に対して、専門医と精神保健福祉士等が相談に応じる。	健康福祉部 障害福祉課

事業名	事業概要	担当部局
心の健康危機管理体制整備の検討	犯罪や事故などで生じた被害者（加害者の家族も含む）のPTSDや自殺の防止等に対する心の健康危機管理体制の整備を検討する。	健康福祉部 障害福祉課
精神障がい者等によるピアカウンセリングの検討	同じ悩みを持つ仲間を助けるという視点から精神障がい者等によるピアカウンセリングの実施、自助グループ育成の支援等の検討を進める。	健康福祉部 障害福祉課
健康福祉事務所等との連携強化	精神保健福祉対策の円滑な推進のため、健康福祉事務所などの関係機関や団体との連携を進める。	健康福祉部 障害福祉課

4. 相談体制と情報提供の仕組みの整備

(1) 相談・情報提供の拠点の充実

事業名	事業概要	担当部局								
障害児（者）地域生活・就業支援センター機能の強化	障害児（者）地域生活・就業支援センターにおいて、福祉サービスの紹介や就労の相談・支援、専門的な相談、ピアカウンセリングなどを実施する。	健康福祉部 障害福祉課								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>月間サービス見込み量</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者相談支援事業</td> <td>2箇所</td> <td>2箇所</td> <td>3箇所</td> </tr> </tbody> </table>	月間サービス見込み量	平成24年度	平成25年度	平成26年度	障害者相談支援事業	2箇所	2箇所	3箇所	
月間サービス見込み量	平成24年度	平成25年度	平成26年度							
障害者相談支援事業	2箇所	2箇所	3箇所							
障がい者団体等の活動拠点施設の整備	障がい者福祉に関する総合的な福祉センターの整備が求められているが、緊急の課題であった障がい者団体やボランティアなどの活動拠点をふれあいプラザにおいて整備した。	健康福祉部 障害福祉課								
地域での相談・情報提供体制の整備	身近な地域で障がい者や家族等の相談窓口となり、情報提供を行う地域福祉拠点の確保ができるよう支援する。また、制度の変更があった場合など、そのPRに努める。	健康福祉部 福祉政策課 障害福祉課								

(2) 専門職員等の人材の育成・配置

事業名	事業概要	担当部局
身体障がい者相談員の配置	身体障がい者の更生援護の相談に応じ必要な指導を行うとともに、身体障がい者の地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力等、身体障がい者の福祉の向上を図るため、身体障がい者相談員を配置する。研修等により資質の向上を図る。	健康福祉部 障害福祉課
知的障がい者相談員の配置	知的障がい者やその保護者からの更生援護の相談に応じ必要な指導・助言を行うとともに、関係機関の業務に対する協力等、知的障がい者の福祉の向上を図るため知的障がい者相談員を配置する。研修等により資質の向上を図る。	健康福祉部 障害福祉課
精神障がい者相談員の配置	精神障がい者の更生援護の相談に応じ必要な指導・助言を行うとともに、関係機関の業務に対する協力等、精神障がい者の福祉の向上を図るための精神障がい者相談員を配置する。研修等により資質の向上を図る。	健康福祉部 障害福祉課

民生委員児童委員の配置	民生委員児童委員により福祉全般にわたる相談に応じ必要な指導・助言を行うとともに、関係機関の業務に対する協力等を行うことにより、障がい者福祉の向上を図る。研修等により資質の向上を図る。	健康福祉部 福祉政策課
-------------	---	----------------

(3) コーディネート体制、権利擁護システムの充実

事業名	事業概要	担当部局
障がい者福祉サービスに関するコーディネート体制の整備	障害者自立支援法の施行を踏まえ、障がい者が適切なサービスを選択し提供を受けられるよう、コーディネートが必要な障がい者に対し、相談支援事業者においてサービス利用計画を作成する。	健康福祉部 障害福祉課
福祉サービス利用援助事業及び苦情処理システムの実施	福祉サービスの契約や利用などを適切に行うことが困難な人に、利用の手続きや日常的な金銭管理などの手伝いを実施するとともに、利用の普及を図る。また、サービスの利用者からの苦情に対して統一した苦情処理対応が可能になるようシステムづくりに努める。	健康福祉部 障害福祉課

(4) 成年後見制度の促進

事業名	事業概要	担当部局
成年後見制度の促進	判断能力が十分でない人の権利を守るため、成年後見支援センターを設置し、成年後見制度の普及、啓発を行うとともに、成年後見人の市長申立等の利用支援に努める。	健康福祉部 障害福祉課

(5) 障がい者虐待の防止対策

事業名	事業概要	担当部局
障がい者虐待の防止対策	障がい者虐待防止センターの設置方法等を検討し、地域住民、地域の関係機関へ周知するとともに、地域の関係機関との連絡会議の開催等に努める。 障がい者虐待を予防するため、地域の諸団体（福祉ネットワーク会議、民生委員児童委員、福祉委員会等）や関係機関との連携を深める。 障がい者虐待の正しい理解を深めるため、あらゆる機会を通して啓発を進める。	健康福祉部 障害福祉課

基本目標 2 . 障がい者の社会参画の促進と生きがいつくり

1 . 教育・療育環境の整備と交流教育の推進

(1)川西さくら園の運営

事業名	事業概要	担当部局
川西さくら園の運営	精神発達遅滞や運動、言語発達等に遅れを持つ義務教育就学前の乳幼児を対象に、障がい、発達の状態に応じて、個別または集団で各種訓練、指導及び保育等の取り組みを行う。また、保護者に対しても療育に必要な知識、技術の指導を行い、施設と家庭が一体となって障がい児を療育できる体制の整備に努める。	健康福祉部 障害福祉課

(2)多様な教育機会の提供・交流教育の推進

事業名	事業概要	担当部局
障がい児保育事業の実施	保育所において、集団保育の中で他の児童との関わりを持たせることにより、その成長を促進させるとともに健全育成を行う。今後、関係機関と連携し、相談事業の充実を図るとともに可能な限り障がい児を受け入れる。	こども部 児童保育課
幼稚園における特別支援教育の実施	障がい児の障がいの特性や発達に応じた教育を行うとともに、必要に応じて加配教員を配置する。今後、可能な限り障がい児を受け入れる。	教育振興部 学校教育課
小・中学校における特別支援教育の実施	障がいのある子どもたちが可能な限り自立し、主体的に社会参加できるよう障がいの種類・程度・特性に応じた教育環境を整え、適切な教育を行う。特に特別支援学級と通常学級との間で交流教育の場を充実させ、障がい児の社会性を育てる。障がい児の実態に応じた特別支援学級の設置に努め、設備備品の改善、人員配置等を含めて充実を図る。	教育振興部 学校教育課 教育総務課
特別支援学校における教育の実施	障がいのある子どもたちが可能な限り自立し、主体的に社会参加できるよう障がいの種類・程度・特性に応じた教育環境を整え、適切な教育を行う。また、小・中・高等学校との交流教育の場を充実させ、障がい児の社会性を育てる。	教育振興部 学校教育課
留守家庭児童育成クラブにおける障がいのある児童の受け入れ	障がいのある児童については、小学校第4学年から第6学年までの継続入所を許可するとともに、児童の健全育成を図る。また、必要に応じて加配指導員を配置する。	こども部 児童保育課

(3)教職員の資質の向上・教育内容の充実

事業名	事業概要	担当部局
特別支援教育実践集の作成	小・中・特別支援学校の特別支援教育担当者の実践交流を報告書として作成する。	教育振興部 教育情報センター

事業名	事業概要	担当部局
特別支援教育に関する研修・講座の開催	特別支援教育に関する基礎的な知識及び指導技術を習得するため、研修・講座を開催する。障がい児の障がいの特性や発達に応じた支援等、特別支援教育の専門性を高める。	教育振興部 教育情報センター

(4)療育体制の充実

事業名	事業概要	担当部局
就学指導委員会・就学指導専門委員会の開催	教育委員会の諮問に応じて、障がい児の就学指導や教育相談、社会啓発等について、調査・審議する。障がい児の状況を適切に把握し、適切な指導を行うよう、就学指導の専門性を高める。	教育振興部 学校教育課
教育相談事業の実施	児童の学習や集団場面における心身の問題について相談に応じ、健やかな育成を図る。障がいの特性に応じた相談事業の充実を図る。	教育振興部 教育情報センター
障がい児の自然体験推進事業	個々の児童・生徒の自立促進や運動機能・感覚機能等向上のための自立活動を行う。	教育振興部 学校教育課
発達障がい児（者）サポートファイルの活用	発達障がい児（者）の情報が時系列的に集積され、支援に必要な情報を共有する発達障がい児（者）サポートファイルについて、その活用を検討するとともに、関係機関の連携の強化を図り、発達障がい児（者）への一貫した支援を行う。	健康福祉部 障害福祉課 こども部 児童保育課 教育振興部 学校教育課
障害児等地域療育支援事業	地域の在宅の障がい児（者）及びその保護者に対して、訪問療育、外来療育を実施する。	健康福祉部 障害福祉課

2. 就労支援体制の充実

(1)雇用・就業の促進

事業名	事業概要	担当部局
障がい者雇用支援態勢の整備	ハローワーク、近隣都市等との連携を図りつつ、障がい者雇用を支援する態勢の整備を進める。	健康福祉部 障害福祉課
阪神友愛食品（株）への出資	重度障がい者多数雇用事業所と知的障がい者能力開発センターを運営する阪神友愛食品（株）に対する出資を行う。	健康福祉部 障害福祉課
障がい者の職員採用	必要に応じ身体障がい者のみを対象とする採用試験を実施する。また、障がい者の公務職場での採用に関し、障がい者の能力に適合する職種や雇用形態などについて関係部署との検討を一層深め、職場の拡大に努める。	総務部 職員課
市役所での職場実習の実施	市役所での職業体験（実習）を実施し、障がい者のスキルアップを図る。	健康福祉部 障害福祉課

(2)福祉的就労の促進

事業名	事業概要	担当部局
川西作業所の運営 就労継続支援（B型）	身体障がい者で企業等での就労が困難な人を通して、自活に必要な生活訓練を行うとともに	健康福祉部 障害福祉課

事業名	事業概要	担当部局	
	に職業指導を行い、自力更生を促進する。就労継続支援B型を実施する。		
小戸作業所の運営 就労継続支援（B型） 生活介護	知的障がい者で企業等での就労が困難な人を通所させて、自活に必要な生活訓練を行うとともに職業指導を行い、自力更生を促進する。就労継続支援B型、生活介護事業を実施する。	健康福祉部 障害福祉課	
月間サービス見込み量	平成24年度	平成25年度	平成26年度
就労移行支援	57人日分 (4人)	63人日分 (5人)	76人日分 (7人)
就労継続支援(A型)	52人日分 (3人)	63人日分 (4人)	75人日分 (5人)
就労継続支援(B型)	1,168人日分 (71人)	1,238人日分 (80人)	1,312人日分 (89人)
身体障がい者地域活動支援センター等への助成	企業等への就労が困難な在宅の身体障がい者に日常生活訓練や軽作業等を実施する地域活動支援センター等に対して、運営費等の助成を行う。	健康福祉部 障害福祉課	
知的障がい者地域活動支援センター等への助成	企業等への就労が困難な在宅の知的障がい者に日常生活訓練や軽作業等を実施する地域活動支援センター等に対して、運営費等の助成を行う。	健康福祉部 障害福祉課	
精神障がい者地域活動支援センター等への助成	企業等への就労が困難な在宅の精神障がい者に日常生活訓練や軽作業等を実施する地域活動支援センター等に対して、運営費等の助成を行う。	健康福祉部 障害福祉課	
地域活動支援センター事業	平成24年度	平成25年度	平成26年度
基礎的事業のみを実施する事業所（実施箇所数）	8箇所	8箇所	9箇所
機能強化事業を合わせて実施する事業所（実施箇所数）	2箇所	2箇所	2箇所
自主製品販売促進の支援	障がい者施設が製作した自主製品の販売を支援する。	健康福祉部 障害福祉課	
市からの業務等発注の検討	市が行う業務や購入する物品について、障がい者施設への委託・発注を行う。	健康福祉部 障害福祉課	
市と事業者との情報交換の推進	市と事業者との相互理解を図るため、情報交換の機会を増やす。	健康福祉部 障害福祉課	

3. 社会参画の促進

(1) 選挙権の行使に係る配慮

事業名	事業概要	担当部局
障がい者が利用できる投票制度の啓発	障がいを持つ人が利用できる投票制度としての点字投票・代理投票及び郵送による不在者投票の各制度を、市ホームページ、広報紙等でPRし、障がい者の選挙権行使を促進する。	選挙管理委員会事務局
投票所における障がい者に対する配慮	投票所において、点字による候補者氏名等一覧、車いす用記載台、台板付点字器、車いすを配備する。また、投票所前に段差等があるところについては、仮設のスロープ等を設置するとともに、2階以上の投票所については介助のための職員を配置する。	選挙管理委員会事務局

(2) スポーツ・芸術文化活動の促進

事業名	事業概要	担当部局
障がい者スポーツ大会への支援	障害者団体連合会が実施する障がい者スポーツ大会に対し、助成等の支援を行うとともに、国・県レベルのスポーツ大会についても積極的に情報提供を行う。	健康福祉部 障害福祉課
障がい者作品展への支援	障害者団体連合会が実施する障がい者作品展に対し、助成等の支援を行うとともに、県等が主催する作品展についても積極的に情報提供を行う。	健康福祉部 障害福祉課
ひまわり荘における講座の開催	地域活動支援センター事業として、在宅の障がい者を対象に、各種講座を開催することにより、教養や知識・技能を学習する機会を提供する。	健康福祉部 障害福祉課

(3) 社会貢献活動や各種交流活動への参加促進

事業名	事業概要	担当部局
障がい者の社会貢献活動促進	ピアカウンセリングや社会福祉ボランティア活動など、障がい者の社会貢献活動への参画を支援する。	健康福祉部 障害福祉課

基本目標3 . とともに支え合う地域づくり

1 . 人にやさしいまちづくりの推進

(1)福祉のまちづくりの推進

事業名	事業概要	担当部局
福祉のまちづくり重点地区整備の推進	高齢者や障がい者を含む不特定多数の人々が利用する施設が集積する地区を指定し、福祉のまちづくりの視点から民間を含む建築物、公共交通機関、道路、公園等を対象に面的な整備を行い、地域における福祉のまちづくりの核となる地域を整備する。すでに阪急・能勢電鉄川西能勢口駅周辺地区については、福祉のまちづくり重点地区整備計画を策定済みであり、整備計画に基づき、公共施設や道路・公園等の改修等を進めるとともに、民間建築物の整備について協力を要請する。	健康福祉部 障害福祉課
福祉のまちづくり条例に基づく指導・助言	県が定める「福祉のまちづくり条例」に基づき対象となる新規の建築物に対して整備基準に適合するよう、建築主等に対し指導・助言を行う。	都市整備部 まちづくり指導室 建築指導課
公共施設、道路・公園等の整備・改修等の推進	すでに建築済の公共施設等について、福祉のまちづくりの観点から見直し、スロープやエレベーター、障がい者用トイレなどの設置や点字ブロック、福祉規定グレーチングの敷設を行うなど、施設のバリアフリー化を推進する。すべての人が使いやすく、だれもが安心して利用できる公園とするため、公園のバリアフリー化（段差解消等）を行う。	施設の管理を担当する部 総務部 行政室管財課 都市整備部 土木・住宅管理室公園緑地課
バリアフリー法に基づく重点整備地区基本構想の整備促進	高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律並びに関係の政省令及び基本方針に基づき、特定旅客施設を中心とした地区（重点整備地区）について策定した基本構想（第1期・第2期）の実現に努める。	都市整備部 都市政策課

(2)移動・交通対策の推進

事業名	事業概要	担当部局
道路・交通安全施設の整備と普及・啓発	歩道整備を年次的に実施する。	都市整備部
迷惑駐車追放運動の実施	迷惑駐車追放のための街頭パトロールや駐車マナー向上のための広報活動を実施することにより、地区住民の生活の安全と快適な交通環境を確保する。関係機関と連携し、迷惑駐車防止と啓発、取り締まりの強化を図る。	都市整備部 土木・住宅管理室道路管理課
自転車駐車場の整備	川西能勢口駅周辺の駅前広場、歩道及び路肩に	都市整備部

事業名	事業概要	担当部局
と放置自転車等の撤去	放置している自転車等が通行の妨げとなるため、利用者のモラルの向上や指導、監視、撤去を行うとともに、需要に見合う自転車駐車を整備する。啓発による市民のモラル向上と監視、撤去の徹底を行う。	土木・住宅管理 室道路管理課
ノンステップバスの導入支援	高齢者、障がい者が車いすなどを利用した移動を容易にし、社会参加を促進するため、ノンステップバスの導入について、支援に努める。	都市整備部 土木・住宅管理 室道路管理課
自動車改造費及び運転免許取得費の助成	肢体不自由者が就労に伴い、自ら所有する車で、その自動車を操作しやすいように改造する費用を助成し、社会復帰や社会参加を促進する。あわせて、運転免許取得費についても助成していく。	健康福祉部 障害福祉課
自転車駐車場使用料の減免	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者に、自転車駐車場使用料の5割を減免する。	都市整備部 土木・住宅管理 室道路管理課
市役所内駐車場使用料の減免	身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる1級から6級までの等級の身体障がい者が自ら運転する自動車及びその介護者が運転する自動車、及び療育手帳A、B1、B2、精神障害者保健福祉手帳1級、2級、3級を所持している者が同乗している自動車を駐車するとき、使用料を免除する。	総務部 行政室管財課
軽自動車税の減免	障がい者本人または当該障がい者と生計を一にする人が所有する軽自動車で、障がい者本人、当該障がい者と生計を一にする人または常時介護する人が運転するもののうち、必要があると認められるものについて、軽自動車税を減免する。(1台に限る)	総務部 市民税課
重度障がい者等タクシー料金の助成	公共交通機関を利用することが困難な重度障がい者が移動手段としてタクシーを利用した場合、基本料金相当額を助成する。	健康福祉部 障害福祉課
リフト付き寝台タクシー料金の助成	重度障がい者で常時車いすを利用している人や寝たきりの人などで、一般のタクシーを利用することが困難な人を対象に、リフト付きタクシー料金の助成を行う。	健康福祉部 障害福祉課

(3)緊急通報体制の整備

事業名	事業概要	担当部局
消防緊急通報指令システムの整備	障がい者等災害要援護者を事前に把握することにより、迅速な援護活動を行う。	消防本部消防課
緊急通報システムの整備	ひとり暮らしの高齢者や重度の身体障がい者が、急病・事故などにより支援を必要とする場合に、緊急通報装置を用いて通報する。消防本部は、緊急時、即座に対応できるように体制を整える。	消防本部消防課 健康福祉部 長寿・介護保険課

事業名	事業概要	担当部局
災害時への対応	障がい者等、災害時に特別な支援を必要とする者のリストを作成し、災害時の救援策をあらかじめ検討するなど、災害時要援護者に対する支援体制の検討を進める。	総務部 危機管理室 健康福祉部 福祉政策課

2. 情報のバリアフリー、心のバリアフリーの推進

(1)情報バリアフリーの推進

事業名	事業概要	担当部局
点字広報の発行	視覚障がい者向けの広報誌として、広報内容を点字で紹介した点字広報を作成し、発行する。	総合政策部 広報室
声の広報の発行	視覚障がい者向けの広報誌として、広報内容をテープに録音した声の広報を作成し、発行する。	総合政策部 広報室
録音図書等の貸し出し	中央図書館に録音図書と展示図書を備え付け、視覚障がい者に対して貸し出しを行う。今後、録音図書の充実を図る。	教育振興部 中央図書館
行政文書の点訳	視覚障がい者が自ら必要な情報を得られるようにするため、福祉ガイドブックやごみの分け方・出し方パンフレット、健康づくりパンフレット等の点訳を行う。今後、できる限り多くの文書の点訳を進める。	健康福祉部 障害福祉課ほか
情報バリアフリー事業に基づくIT研修の充実	身体障がい者の情報バリアフリー化を促進するため、ハピネス川西において、上肢障がいを持つ人や視覚障がい者を対象にIT研修を実施する。	健康福祉部 障害福祉課
情報バリアフリー機器の設置	視覚、聴覚障がい者の情報バリアフリーに向け、市役所窓口に機器を設置する。	健康福祉部 障害福祉課

(2)啓発活動の推進

事業名	事業概要	担当部局
障がい(身体・知的・精神)に関する正しい知識の普及	障がいに関する正しい知識を普及させるため、多方面での啓発活動を展開する。	健康福祉部 障害福祉課
障がい者週間事業の実施	障がい者に対する障壁を除去し、障がい者の社会参加を推進するため、障がい者週間事業実行委員会を組織し、各種の啓発広報活動を実施する。	健康福祉部 障害福祉課
精神衛生問題推進事業の実施	精神障がい者に対する市民の理解を得るため、講演会の開催などの啓発活動を実施し、精神障がい者の社会復帰の推進を行うとともに、正しい精神保健思想の普及・啓発に努める。	健康福祉部 障害福祉課
地域住民等への啓発の実施	障がい児(者)が地域で安心して暮らせるよう、障がい児(者)の現状等の理解を深めるため、地域住民等への啓発活動を実施する。	健康福祉部 障害福祉課

3. 福祉コミュニティ、福祉ネットワークの形成

(1) 地域における福祉コミュニティの形成

事業名	事業概要	担当部局
地域における障がい者に対する相談機能の整備	行政・地域住民、団体等が連携した地域福祉を推進するなかで、障がい者に対する相談体制の条件整備を行う。	健康福祉部 障害福祉課

(2) 担い手の育成とネットワーク化

事業名	事業概要	担当部局		
障がい者団体への助成	障害者団体連合会、身体障害者福祉協会、手をつなぐ育成会、身体障害児者父母の会、むぎのめ家族会に対して、運営・活動費を助成することにより、障がい者の自立と社会参加を促進する。	健康福祉部 障害福祉課		
ボランティア活動センターへの支援	市民のボランティア活動の拠点として、ボランティアに関する相談・あっせん事業、ボランティアグループへの支援、ボランティアの啓発・育成等の事業を実施するボランティアセンターに対し支援を行う。ボランティアの派遣を積極的に進めるとともに、その確保と養成のための支援を行う。	健康福祉部 福祉政策課		
障害者地域自立支援協議会の運営	相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として障害者地域自立支援協議会を運営し、障がい者福祉の推進を図る。	健康福祉部 障害福祉課		
	設置数	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	地域自立支援協議会	1箇所	1箇所	1箇所
発達障害児(者)支援連絡協議会の運営	保健、福祉、教育等の発達障がい児に関連する部局が情報を共有することで、それぞれのライフステージに応じた具体的な支援方策を検討し、発達障がい児への横断的で継続的な支援を行うため、発達障害児支援連絡協議会を運営する。	健康福祉部 障害福祉課		
障がい者支援関係者のネットワークの整備	サービス事業者や障がい者団体など障がい者支援関係者のネットワーク化を検討する。	健康福祉部 障害福祉課		

(3) 地域における障がい児(者)と住民の交流促進の支援

地域における障がい児(者)と住民の交流促進の支援	地域における障がい児(者)と住民が憩い集える「居場所づくり」、交流の促進を支援する。	健康福祉部 障害福祉課
--------------------------	--	----------------

第6章 第3期障がい福祉計画

1. 基本的な考え方

(1) 趣旨(この計画の位置づけ)

障害者自立支援法は平成17年11月に公布され、平成18年4月及び10月に施行されました。この法律の施行により、従来、障がいの種別ごとに異なる法律に基づき提供されていた福祉サービスなどが、共通の制度の中で提供する仕組みに改められたほか、利用者負担の変更や、障がい程度区分の導入など、障がい者福祉施策の大きな改革が実施されたところ

です。とりわけ、就労の支援や施設・病院から地域への移行については、この法の大きなポイントとなっており、本市においても、これらの課題への積極的な取り組みが必要とされています。

本市においては、平成15年に障がい者福祉計画を策定し、障がい者福祉施策の計画的な展開に努めてまいりました。平成18年には障害者自立支援法の施行により、障がい福祉計画の策定が義務付けられたことから、第1期障がい福祉計画として、障がい者福祉計画の改訂とあわせ、平成20年度までを計画年度とする障がい者福祉計画・第1期障がい福祉計画、平成23年度までを計画年度とする障がい者福祉計画・第2期障がい福祉計画を一体的に再編いたしました。

同第2期計画の期間満了により、次期計画として、平成24年度から26年度を計画期間とする障がい者福祉計画・第3期障がい福祉計画を策定するものです。

この第6章は、障がい者福祉計画の実施計画的な側面を有し、同計画の一部であるほか、本市の障がい福祉計画として位置づけられるものです。

(2) 根拠法令

この計画は、以下の法令をその根拠とします。

障害者自立支援法(平成17年11月7日 法律第123号) 第88条

障がい福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18年6月26日 厚生労働省告示第395号)

(市町村障害福祉計画)

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - 二 前号の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
 - 四 その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項
- 3 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。

4 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第11条第2項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

5 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

~以下略~

(3) 基本理念

障がい福祉計画の基本理念については、障がい者福祉計画の基本理念を共有します。基本理念は以下のとおりです。

障がい者一人ひとりの誇りあるまちづくり

(4) 基本目標

また、基本目標については、障がい者福祉計画の基本目標を基本とし、以下のとおり発展させ、障がい福祉計画の基本目標とします。これは、障がい者福祉計画を含め、障がい福祉計画の数値目標などと相まって、目指すべき指標となります。

(1) 適切なサービスの提供による生活の基盤づくり

地域移行の推進

障がい福祉サービス・相談支援の充実

地域生活支援事業の実施

(2) 障がい者の社会参画の促進と生きがいづくり

就労の促進

(3) とともに支え合う地域づくり

障がい者支援ネットワークの構築

障がい者福祉計画 (1~6章)

基本理念

障がい者一人ひとりの誇りあるまちづくり

基本目標

- (1) 適切なサービスの提供による生活の基盤づくり
- (2) 障がい者の社会参画の促進と生きがいづくり
- (3) とともに支え合う地域づくり

障がい福祉計画 (6章)

地域移行の推進

障がい福祉サービス・相談支援の充実

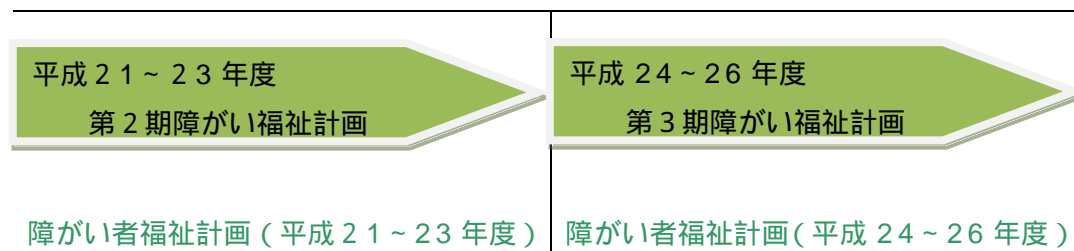
地域生活支援事業の実施

就労の促進

障がい者支援ネットワークの構築

2. 計画期間及び見直しの時期

障がい福祉計画の期間は、障害者自立支援法の規定により、3年を一期として作成することとされており、第1期計画は平成18年度から20年度までを計画期間として、第2期計画は平成21年度から23年度までを計画期間として策定しました。第3期計画は、平成24年度から26年度までを計画期間として障がい者福祉計画とあわせて策定いたします。



3. 達成状況の点検及び評価

障がい福祉計画には、数値目標やサービス見込量などの値が設けられています。この値について、少なくとも年1回調査を行い、この結果などを基に計画の達成状況を点検し、その評価を行います。この評価結果などについては、インターネットなどを通じて公表し、計画の着実な推進を図ります。

4. 平成26年度の数値目標

平成26年度に達成すべき数値目標は、障害者自立支援法がめざす自立した日常生活または社会生活の実現に向け、就労や地域移行などの課題について設定されるもので、具体的には、国の指針に基づき、以下の2項目について数値目標としています。

(ア) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(イ) 福祉施設から一般就労への移行

入院中の精神障がい者の地域生活への移行

第2期計画においては、「入院中の精神障がい者の地域生活への移行」について、兵庫県的基础資料から目標値を定めていました。

しかし国では、「退院可能な精神障がい者の減少」という現在の目標は第3期計画では定めず、代わりに都道府県において(市町村では設定しない)「1年未満入院患者の平均退院率、5年以上65歳以上の退院者数に着目し目標値を設定する。」(平成23年10月31日、障害者福祉関係主管課長会議)と定められましたので、第3期計画においては、「入院中の精神障がい者の地域生活の移行」の目標値は設定していません。

これらの数値目標の達成については、障がい者やそのご家族を含む市民の皆さん、障がい者の雇用や障がい福祉サービスを提供する事業者の皆さん、本市を含む関係行政機関など多

くの方々の参画と協力が必要です。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

1) 数値目標の内容

障がい福祉施設に入所している障がい者が地域生活に移行する人数及び施設入所者の削減人数に関する目標値を定めます。

2) 目標数値

第2期計画目標数値

項目	数値	備考
施設入所者数	114人	平成17年10月1日の全施設入所者数
地域生活移行者数	12人	地域生活に移行する者の数
	10.5%	平成17年10月1日の施設入所者に占める割合
削減見込	8人	平成23年度末での削減見込み数
	7.0%	平成17年10月1日の施設入所者数に占める割合

第3期計画目標数値

項目	数値	備考
施設入所者数	100人	平成17年10月1日の全施設入所者数114人の数値から23年度末移行者数14人(見込み)を減数した入所者数
地域生活移行者数	16人	地域生活に移行する者の数
	16.0%	平成23年度の施設入所者に占める割合
削減見込	2人	平成26年度末での削減見込み数
	2.0%	平成26年10月1日の施設入所者数に占める割合

3) 第3期目標数値の考え方

地域生活移行者数とは、長期的な入所が常態化している者が当該施設を退所し、グループホームやケアホーム、一般住宅などに移行してくる者の、平成23年度から26年度までの累計人数です。

平成17年10月1日の施設入所者数の14人が地域生活に移行しました(平成23年度見込み)。

削減見込とは、平成23年度の施設入所者数と平成26年度末時点での施設入所者見込数を比較し、その減少させるべき目標人数を示しています。

平成23年10月1日の施設入所者数に比べ、およそ2%(2人)を削減目標と定めます。

第2期計画において、平成17年10月1日の入所者数114人に対し、地域生活に移行する数値目標を12人として、その削減見込みを8人としていました。しかし23年度

14人が地域移行したため、削減目標を2人としています。

(2) 福祉施設から一般就労への移行等

1) 数値目標の内容

障がい者福祉施設利用者の内、就労移行支援事業等を利用し、一般就労に就く人数の平成26年度における目標値を定めます。

2) 目標値

項目	数値	備考
年間一般就労者数	5人	平成17年度に授産施設を退所し、一般就労した人数
年間一般就労者数	8人	平成23年度に福祉施設を退所し、一般就労した人数
平成26年度における年間一般就労者数	18人	平成26年度に福祉施設を退所し、一般就労する人数

3) 考え方

市内には、平成24年度1月現在、身体障がい者の通所施設として川西作業所、知的障がい者の通所施設として、小戸作業所、ハピネス川西作業所のほか、就労継続支援B型事業所や地域活動支援センターなどがあります。これらの施設を退所し、一般就労した人数は、平成15年度1人、平成16年度1人、平成17年度5人、平成18年度3人、平成19年度4人、平成20年度5人、平成21年度6人、平成22年度8人、平成23年度8人(見込み)で、平均すると年間約4.5人が一般就労しています。

国の指針では、平成17年度一般就労者の4倍以上を目標値とするよう求めています。各年度における就労者数に偏りがあるため、平均値である人数4.5人の4倍にあたる18人を目標数値として決めました。

5 . サービスの見込量及び確保の方策

各年度における指定障がい福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量確保のための方策

(1) 概要

平成24年度から26年度における指定障がい福祉サービス及び指定相談支援の種類ごとの実施に関する必要な量の見込を定めるとともに、これを確保するための方策を定めます。

1) 指定障がい福祉サービス及び指定相談支援の種類

訪問系のサービス

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援

日中活動系のサービス

生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)、療養介護、児童デイサービス(H24・4・1～児童発達支援事業、放課後等デイサービス)、短期入所

居住系サービス

共同生活援助、共同生活介護、施設入所支援

相談支援

2) 見込量の考え方

見込量の算定にあたっては、第2期計画期間におけるサービス提供量や利用人員の実績を基本とし、その増加人数・増加割合などに基づき、各事業の種類に応じ、将来の見込量を推計しました。

見込量は当該年度の平均月間の見込量を示しています。その単位については、以下のとおりです。

時間分：月間のサービス提供時間

人日分：月間の延利用日数

人分：月間の利用実人数

(2) 訪問系のサービス見込量と確保の方策

1) サービス見込量(1ヶ月あたり)

(単位：時間分)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護			
重度訪問介護	1,770	1,889	2,016
行動援護	(109人)	(123人)	(138人)
同行援護			
重度障害者等包括支援			

* () は利用実人数

2) サービス内容と確保の方策

サービス内容

居宅介護：居宅において入浴、排せつ又は食事の介護などを提供するサービス

重度訪問介護：重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障がい者に、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護や外出時における移動中の介護などを総合的に提供するサービス

行動援護：知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等で常時介護を要する者に、当該障がい者等が行動する際の危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護などを提供するサービス

同行援護：視覚障がいにより、移動に著しい困難がある障がい者等に、外出時における移動の同行や、移動に必要な情報を提供するサービス

重度障害者等包括支援：常時介護を要する障がい者等で、その介護の必要の程度が著しく高い者に対して、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供するサービス

確保の方策

- ・サービス提供事業所が不足する場合、介護保険事業者が障がい福祉サービスの指定事業者となるよう働きかけるなど事業所の拡大に努めます。
- ・行動援護や重度障害者等包括支援など、市内に指定事業者がないサービスについては、指定事業者の創出に努めるほか、市外事業所の活用を図ります。
- ・サービス利用にあたって支援が必要な場合、相談支援事業などの活用を図り、必要な人に必要なサービスが提供されるように努めます。

(3) 日中活動系のサービス見込量と確保の方策

1) サービス見込量(1ヶ月あたり)

(単位：人日分)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活介護	3,848 (193人)	4,194 (201人)	4,541 (210人)
自立訓練(機能訓練)	23 (2人)	24 (2人)	25 (2人)
自立訓練(生活訓練)	88 (4人)	95 (4人)	103 (5人)
就労移行支援	57 (4人)	63 (5人)	76 (7人)
就労継続支援(A型)	52 (3人)	63 (4人)	75 (5人)
就労継続支援(B型)	1,168 (71人)	1,238 (80人)	1,312 (89人)
児童発達支援事業 (H24・4/1～)	2,437 (47人)	2,472 (58人)	2,515 (72人)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
放課後等デイサービス (H24・4/1～) (年間)	2,100 (10人)	2,100 (10人)	2,100 (10人)
短期入所	370 (55人)	370 (57人)	370 (60人)

(単位：人分)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
療養介護	11	11	11

* () は利用実人数

2) サービス内容と確保の方策

サービス内容

生活介護：常時介護を要する障がい者に、主として昼間に、障がい者支援施設などにおいて、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会などを提供するサービス

自立訓練(機能訓練)：地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上等のため一定な支援が必要な身体障がい者に、身体機能の向上のために必要な訓練等を提供するサービス

自立訓練(生活訓練)：地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため一定な支援が必要な知的障がい者・精神障がい者に、地域での生活を営むために必要な訓練等を提供するサービス

就労移行支援：就労を希望する障がい者に、一定の期間、生産活動などの機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などを提供するサービス

就労継続支援(A型)：通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動などの活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練などを提供するサービス(雇用契約あり)

就労継続支援(B型)：通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動などの活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練などを提供するサービス(雇用契約なし)

児童発達支援事業：より身近な地域で、障がい児を施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを提供するサービスおよび地域相談を実施

放課後デイサービス：学校通学中の障がい児に対し、放課後や長期休暇中において、生活向上のための訓練を提供し自立支援を促進するとともに、放課後の居場所づくりを促進する。

短期入所：介護を行う者の疾病などの理由により、必要な介護を受けることができない障が

い者等が、障がい者支援施設に短期間入所し、入浴、排せつ又は食事の介護などの提供を受けるサービス

療養介護：医療を要する障がい者で常時介護を要する者に、主として昼間、病院などの施設において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話などを提供するサービス

確保の方策

- ・サービス利用にあたって支援が必要な場合、相談支援事業などの活用を図り、必要な人に必要な日中活動系のサービスが提供されるように努めます。

(4) 居住系のサービス見込量と確保の方策

1) サービス見込量(1ヶ月あたり)

(単位：人分)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
共同生活援助	37	41	46
共同生活介護			
施設入所支援	100	99	98

2) サービス内容と確保の方策

サービス内容

共同生活援助：共同生活を営むのに支障のない障がい者に、主として夜間に、共同生活を営む住居で相談などの日常生活上の援助を提供するサービス(グループホーム)

共同生活介護：障がい者に、主として夜間に、共同生活を営む住居で入浴、排せつ、食事の介護などを提供するサービス(ケアホーム)

施設入所支援：施設に入所する障がい者に、主として夜間に、入浴、排せつ、食事の介護などを提供するサービス

確保の方策

- ・初年度備品の整備に関する補助や本市独自の支援策を実施するなどグループホーム・ケアホームの新設・運営を支援します。
- ・必要な場合、市外・県外施設の利用を検討します。

(5) 相談支援サービス見込量と確保の方策

1) サービス見込量(1ヶ月あたり)

(単位：人分)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
相談支援	5	50	100

* 自らサービスの利用調整が困難な単身の障がい者等、計画的なプログラムに基づく支援が必要と見込まれる者の数

平成24年度から、障害福祉サービスは地域相談支援を利用するすべての障がい児(者)、障がい児通所支援を利用するすべての障がい児に対し、26年度を目途にサービス利用計画を作成することとしています。

2) サービス内容と確保の方策)

サービス内容

相談支援：地域の障がい者等の福祉に関する様々な問題について、障がい者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行い、事業者等との連絡調整などを総合的に提供するサービスや自らサービスの利用調整が困難な単身の障がい者等からの依頼を受けて、サービス利用計画の作成等を行うサービス

確保の方策

- ・市内の相談支援事業者の相談支援態勢の整備・拡充を行います。
- ・より高度な相談支援が必要な場合、市外の専門的な相談支援事業者の利用を検討します。

6. 地域生活支援事業の実施に関する事項

(1) 概要

地域生活支援事業は、障害者自立支援法第77条の規定に基づき実施される事業で、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施することが求められています。

地域生活支援事業は、法令で実施が義務づけられている必須事業と、地域の実情に応じて実施することができる任意事業に分かれています。本市では、地域生活支援事業として以下の事業を実施しています。

必須事業

- ・相談支援事業
- ・コミュニケーション支援事業
- ・日常生活用具給付等事業
- ・移動支援事業
- ・地域活動支援センター事業

任意事業

- ・訪問入浴サービス事業
- ・更生訓練費給付事業
- ・日中一時支援事業
- ・生活サポート事業
- ・社会参加促進事業

ここでは、地域生活支援事業に関して、サービス見込量、事業の内容、見込量確保のための方策などについての計画を定めます。

見込量の算定にあたっては、第2期計画期間におけるサービス提供量や利用人員の実績を基本とし、その増加人数・増加割合などに基づき、各事業の種類に応じ、将来の見込量を推計しました。

(2) サービス見込量、事業内容、見込量確保の方策

1) 相談支援事業

サービス見込量（年間）

実施個所数（単位：個所）

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
障害者相談支援事業	2	2	3
地域自立支援協議会	1	1	1
相談支援機能強化事業	1	1	1
住宅入居等支援事業	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	1	1	1

事業内容

相談支援事業：地域の障がい者等の福祉に関する様々な問題について、障がい者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行い、事業者等との連絡調整などを総合的に提供するサービス

地域自立支援協議会：相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場を設け、障がい者福祉に関するネットワークを構築します。

相談支援機能強化事業：相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、専門的職員を相談支援事業者に配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。

住宅入居等支援事業：賃貸住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により、入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援します。

成年後見制度利用支援事業：障がい福祉サービスを利用するにあたり、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の相談や利用支援により、障がい者の権利擁護を図ります。

見込量確保の方策

- ・現在サービス提供を委託している事業者の機能強化を図り、必要な相談支援サービスの提供態勢整備に努めます。
- ・現在設置している地域自立支援協議会を、平成24年度から部会を追加設置するなど、その機能の充実に努めます。

2) コミュニケーション支援事業

サービス見込量（年間）

利用実人数（単位：人）

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
手話通訳・要約筆記者派遣事業	45	48	51

事業内容

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る以下の事業を実施します。

- ・手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業
- ・手話通訳者を設置する事業
- ・点訳、音訳等による支援事業

見込量確保の方策

- ・手話通訳者の養成に努めるなど、サービスの充実を図ります。
- ・市が主催する事業に通訳者等を派遣するなど、機会の拡大に努めます。

3) 日常生活用具給付事業

サービス見込量（年間延べ件数）

給付件数（単位：件）

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護・訓練支援用具	10	11	13
自立生活支援用具	27	29	32
在宅療養等支援用具	23	24	25
情報・意思疎通支援用具	33	35	40
排泄管理支援用具	2,762	2,912	3,062
居宅生活動作補助用具	1	1	1

事業内容

重度障がい者に対し、自立生活を支援する用具などの日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図ります。

見込量確保の方策

- ・制度のPRに努め、必要な人に必要な用具が給付等されるように配慮していきます。
- ・必要がある場合は、品目等の見直しを行います。

4) 移動支援事業

サービス見込量（年間）

（単位：箇所・人・時間）

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
事業所数	35	39	44
利用実人数	197	207	217
延べ利用時間数	37,383	39,273	41,163

事業内容

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。

見込量確保の方策

- ・制度のPRに努めるとともに、サービス利用にあたって支援が必要な場合、相談支援事業などの活用を図り、必要な人に必要な移動支援サービスが提供されるように努めます。
- ・現在の個別支援型に加え、グループ支援型や車両移送型の実施について、充実するとともに、サービス対象者の範囲の変更についても検討していきます。

5) 地域活動支援センター事業

サービス見込量(年間)

(単位:実施箇所)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
基礎的事業のみを実施する事業所	8	8	9
機能強化事業を合わせて実施する事業所	2	2	2

事業内容

基礎的事業:地域活動支援センターの基本事業として、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等、地域の実情に応じた支援を行います。

機能強化事業:地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がい者等の地域生活支援の促進を図ります。型、型、型の類型を設け、事業を実施します。

見込量確保の方策

- ・小規模通所作業所からの移行について、相談・支援に努めていきます。
- ・新規開設する事業所の支援に努めていきます。

6) 任意事業

訪問入浴サービス事業

・サービス見込量

平成23年度までにサービスの提供実績が無いため、見込量は設定しません。

平成26年度までの期間中に、サービスの提供をすることを見込みます。

・事業内容

身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

更生訓練費給付事業

・サービス見込量

平成24年度から制度変更予定であるため、見込み量は計上しません。

・事業内容

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している身体障がい者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。

日中一時支援事業

・サービス見込量(1ヶ月あたり)

(単位:人・日)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数	161	196	231
延べ利用日数	305	372	438

・事業内容

日中に介護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者等に、障がい者支援施設等で障がい者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練などを行います。

生活サポート事業

・サービス見込量

平成23年度までにサービスの提供実績が無く、現在のサービスを補完するサービスであるため見込量を設定しません。

・事業内容

介護給付支給決定者以外の者について、日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援等を行うことにより、障がい者の地域での自立した生活の推進を図ります。

社会参加促進事業

・サービス見込量

事業内容が多岐にわたり、サービス見込量の設定になじまないため見込量を設定しません。

・事業内容

スポーツ・芸術文化活動等を行うことにより、障がい者の社会参加を促進することを目指し、以下の事業を実施します。

スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

点字・声の広報等発行事業

自動車運転免許取得・改造助成事業等

任意事業見込量確保の方策

事業のPRに努めるとともに、適正な事業の実施を図ります。

資 料

*平成23年度に実施した障がい者福祉計画及び第3期障がい福祉計画策定に関するもの。

1. 川西市障害者施策推進協議会委員名簿

区 分	氏名（敬称略）	所属する団体等	備 考
学識経験者	菅 原 巖	川西市社会福祉協議会長	
”	津 田 英 二	神戸大学大学院人間発達環境学 研究科准教授	
”	林 一 幸	川西養護学校長	
社会福祉団体の代表	磯 武 夫	川西市身体障害者福祉協議会長	
”	長手 正	川西市身体障害児者父母の会長	
”	鈴木千代子	川西市手をつなぐ育成会長	
”	小 村 久江	むぎのめ家族会長	
市議会議員	北 上 哲 仁	川西市議会議員	H23.10.27 まで
”	黒 田 美 智	川西市議会議員	H23.10.28 から
市長が必要と認めた者	竹 本 博 行	川西市医師会	
”	今 村 嗣 子	川西市歯科医師会	
”	垣 田 冴 子	市民公募委員	
”	野 中 健 一	市民公募委員	
”	荻 野 元 哉	伊丹公共職業安定所専門援助部 門統括職業指導官	
障がい者福祉に関する 事業に従事している者	中 谷 美 江	ハピネス川西作業所施設長	
”	田 口 巳 義	川西市障害児(者)地域生活・就業 支援センター所長	

2 . 計画の策定経過

日程	会議名等	内容
平成23年7月30日	第1回 障害者施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問 ・ 障がい福祉計画等の進捗状況について ・ 計画策定の基本方針について ・ 計画策定のスケジュールについて ・ 計画策定に係るアンケートの実施について
平成23年8月22日 ～9月15日	アンケート調査	<p>障がい者 1,235 人を対象に生活状況や問題点などに関するアンケート実施</p> <p>市民 1,000 人を対象にアンケート実施</p> <p>川西市民が利用する障がい福祉サービス等を提供している 93 事業所を対象に事業を実施していく上での課題などに関するアンケート実施</p>
平成23年9月	団体ワークショップ実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内の障がい者団体を対象にワークショップを7回実施
平成23年11月15日	第2回 障害者施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケートの分析結果について ・ 障がい者団体へのワークショップ実施結果について ・ 障がい者福祉計画の施策に係る進捗状況について ・ 改正障害者基本法について
平成23年11月30日	第3回 障害者施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者福祉計画・第3期障がい福祉計画（素案）について
平成23年12月9日	第4回 障害者施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者福祉計画・第3期障がい福祉計画（素案）について
平成24年1月13日	第5回 障害者施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者福祉計画・第3期障がい福祉計画（素案）について ・ 障害者虐待防止について ・ パブリックコメントについて
平成24年1月31日 ～2月29日	パブリックコメント実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内15箇所でパブリックコメント実施
平成24年3月16日	第6回 障害者施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経過報告 ・ パブリックコメントについて（計画の修正箇所含む） ・ 答申

3 . 諮問・答申

平成 2 3 年 7 月 3 0 日

川西市障害者施策推進協議会長様

川西市長 大 塩 民 生

川西市障がい者福祉計画及び川西市障がい福祉計画について（諮問）

川西市障がい者福祉計画の改訂及び第三期川西市障がい福祉計画の改定に当たり、川西市障害者施策推進協議会規則第 2 条の規定に基づき、貴協議会の意見を求めます。

平成 2 4 年 3 月 1 6 日

川西市長 大塩 民生 様

川西市障害者施策推進協議会
会 長 菅 原 巖

川西市障がい者福祉計画・第 3 期障がい福祉計画について(答申)

平成 2 3 年 7 月 3 0 日に諮問されたみだしのことにつきまして、慎重に審議をいたしました結果、別添のとおり当協議会としての案をとりまとめましたので、答申いたします。

4 . 川西市障害者施策推進協議会規則

昭和52年4月1日 規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、川西市付属機関に関する条例(昭和52年川西市条例第3号)第3条の規定に基づき、川西市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、市における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 協議会は、委員17人以内で組織する。

(委員の任免)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、必要の都度、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉団体の代表者
- (3) 市議会議員
- (4) 障害者
- (5) 障害者の福祉に関する事業に従事している者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めたる者

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第7条 協議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、市の職員のうちから、市長が任命する。
- 3 幹事は、会長の命をうけて、所掌事務について、委員を助ける。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部福祉推進室において処理する。

(公印)

第9条 公印は、次のとおりとする。

名称	寸法(センチメートル)	用途	個数	管守者
川西市障害者施策推進協議会長之印	方 2.1	会長名をもつてする 文書	1	健康福祉部福祉推進 室長

2 公印の取扱いについては、川西市公印規則(昭和39年川西市規則第13号)の規定を準用する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、協議会が定める。

川西市障がい者福祉計画
第3期障がい福祉計画
平成24年7月発行
(平成24年3月策定)

編集・発行 川西市健康福祉部 福祉推進室 障害福祉課
〒666-8501
川西市中央町12番1号
☎ 072-740-1178
FAX 072-740-1311
e-mail: kawa0149@city.kawanishi.lg.jp

この計画書は、市役所で印刷しています。
*計画の策定にかかる市民アンケートの実施などに要した委託料は、約100万円です。

